

衆議院 大蔵委員会 議録 第十二号

平成八年四月二十六日(金曜日)

午前八時五十分開議

出席委員

委員長 久間 章生君

理事 石原 伸晃君

理事 金子 一義君

理事 北側 一雄君

理事 永井 哲男君

理事 衛藤征十郎君

理事 岸田 文雄君

理事 栗本慎一郎君

理事 佐田玄一郎君

理事 中山 利生君

理事 堀之内久男君

理事 茂木 敏充君

理事 井奥 貞雄君

理事 太田 昭宏君

理事 谷口 隆義君

理事 中村 時広君

理事 宮地 正介君

理事 網岡 雄君

理事 中村 正男君

理事 細谷 治通君

理事 佐々木陸海君

出席國務大臣

大蔵 大臣 久保 巨君

出席政府委員

大蔵政務次官 鉢呂 吉雄君

大蔵省主計局次長 伏屋 和彦君

大蔵省主税局長 薄井 信明君

大蔵省理財局長 田波 耕治君

大蔵省理財局長 大蔵省理財局長 田波 耕治君

委員外の出席者

林野庁管理部長 星野 明君

運輸省鉄道局国有鉄道清算業務指導課長 金澤 悟君

業株式会社代表取締役社長 田村 哲朗君

(日本たばこ産業株式会社代表取締役社長) 西村 康雄君

参事 西村 康雄君

四月十八日

塩事業法案(内閣提出第七九号)(参議院送付)

同月十二日

共済年金の制度の改革に関する請願(荒井広幸君紹介)(第二八二号)

同(加藤万吉君紹介)(第一六五二号)

同(金子徳之介君紹介)(第一六五三三号)

同(穂積良行君紹介)(第一六五四号)

同(渡部恒三君紹介)(第一六五五号)

同(渡部恒三君紹介)(第一七七九号)

住専処理への税金投入反対、真相の徹底究明に関する請願(中島武敏君紹介)(第一六五六号)

住専への税金導入反対に関する請願(永井英慈君紹介)(第一六五七号)

同月十六日

共済年金の制度の改革に関する請願(増子輝彦君紹介)(第一八五八号)

同(渡部恒三君紹介)(第一八五九号)

同(松永光君紹介)(第一九二〇号)

同(渡部恒三君紹介)(第一九二二号)

消費税率の引き上げ中止に関する請願(穀田恵二君紹介)(第一九二二二号)

消費税率の増税中止・廃止に関する請願(松本善明君紹介)(第一九二三号)

住専処理に対する母体行等の責任追及に関する請願(正森成二君紹介)(第一九九〇号)

消費税増税の中止、消費税の廃止に関する請願(松本善明君紹介)(第一九九二二号)

同(松本善明君紹介)(第一九九二二号)

同(相谷茂君紹介)(第二二〇二号)

同(近岡理一郎君紹介)(第二二〇三三号)

消費税率の引き上げ中止に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第二二二八号)

消費税増税の中止、消費税の廃止に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第二二七五号)

インドネシアへの原産輸出に対する日本輸出入銀行の融資反対等に関する請願(金田誠一君紹介)(第二二〇五号)

同(第二二〇五号)

同(川端達夫君紹介)(第五五二号)
 同(神田厚君紹介)(第五五二号)
 同(古賀正浩君紹介)(第五五三号)
 同(笹木竜三君紹介)(第五五四号)
 同(笹山登生君紹介)(第五五五号)
 同(高木義明君紹介)(第五五六号)
 同(塚田延充君紹介)(第五五七号)
 同(中野寛成君紹介)(第五五八号)
 同(中村時広君紹介)(第五五九号)
 同(仲村正治君紹介)(第五六〇号)
 同(畑英次郎君紹介)(第五六一号)
 同(平田米男君紹介)(第五六二号)
 同(星野行男君紹介)(第五六三号)
 同(矢上雅義君紹介)(第五六四号)
 同(柳田稔君紹介)(第五六五号)
 同(米沢隆君紹介)(第五六六号)
 同(遠藤和良君紹介)(第五六七号)
 同(石田勝之君紹介)(第五七八号)
 住宅金融専門会社への公的資金導入反対に関する請願(山名靖英君外一名紹介)(第一四三三号)
 同(冬柴鐵三君紹介)(第一七四号)
 同(石田幸四郎君紹介)(第三五八号)
 同(森本晃司君紹介)(第五二二号)
 同(長内順一君紹介)(第五六七号)
 同(初村謙一郎君紹介)(第五九五号)
 同(冬柴鐵三君紹介)(第五九六号)
 同(青山二三君紹介)(第八七三三号)
 同(近江巳記夫君紹介)(第一〇八七号)
 同(福島豊君紹介)(第一〇八八号)
 同(田端正広君紹介)(第一一二八号)
 同(谷口隆義君紹介)(第一二二九号)
 同(北側一雄君紹介)(第一一七八号)
 同(外一件)倉田栄喜君紹介(第一一七九号)
 同(外一件)権藤恒夫君紹介(第一一八〇号)
 同(佐藤茂樹君紹介)(第一一八一号)
 同(外一件)東順治君紹介(第一一八二号)
 同(弘友和夫君紹介)(第一二二三号)
 同(神崎武法君紹介)(第一二二六号)

同(外一件)倉田栄喜君紹介(第一二三七号)
 同(権藤恒夫君紹介)(第一二三八号)
 同(佐藤茂樹君紹介)(第一二三九号)
 同(東順治君紹介)(第一二四〇号)
 同(弘友和夫君紹介)(第一二四一号)
 同(佐藤茂樹君紹介)(第一二四二号)
 同(佐藤茂樹君紹介)(第一二四四号)
 同(佐藤茂樹君紹介)(第一二四五号)
 同(佐藤茂樹君紹介)(第一二四六号)
 住専の不良債権の実態解明等に関する請願(青山二三君紹介)(第一二五二号)
 同(大野由利子君紹介)(第一二五二二号)
 同(穀田恵二君紹介)(第一二四四号)
 同(藤田スミ君紹介)(第一二四五号)
 同(不破哲三君紹介)(第一二五二二号)
 同(中井治君紹介)(第一二五九七号)
 同(千葉国男君紹介)(第一二八三三号)
 住専処理に対する母体銀行等の責任追求に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第三二六六号)
 同(不破哲三君紹介)(第三二七号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第三一八号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第四七二二号)
 同(若佐恵美君紹介)(第一五三三二号)
 同(穀田恵二君紹介)(第一五三三三号)
 同(佐々木陸海君紹介)(第一五三四号)
 同(志位和夫君紹介)(第一五三五号)
 同(寺前巖君紹介)(第一五三六号)
 同(中島武敏君紹介)(第一五三七号)
 同(東中光雄君紹介)(第一五三八号)
 同(不破哲三君紹介)(第一五三九号)
 同(藤田スミ君紹介)(第一五四〇号)
 同(古堅実吉君紹介)(第一五四一号)
 同(正森成二君紹介)(第一五四二号)
 同(松本善明君紹介)(第一五四三三号)
 同(矢島恒夫君紹介)(第一五四四号)
 同(山原健二郎君紹介)(第一五四五号)
 同(吉井英勝君紹介)(第一五四六号)
 同(正森成二君紹介)(第一九九〇号)
 住専処理への税金投入反対、真相の徹底究明に

関する請願(志位和夫君紹介)(第三一九号)
 同(志位和夫君紹介)(第五二三号)
 同(岡崎宏美君紹介)(第一四三七号)
 同(海江田万里君紹介)(第一四九〇号)
 同(柴野たいぞう君紹介)(第一五九二二号)
 同(中島武敏君紹介)(第一五六六号)
 住専の不良債権処理反対に関する請願(小森龍邦君紹介)(第四六七号)
 住専への税金導入反対に関する請願(江田五月君紹介)(第四六八号)
 同(江田五月君紹介)(第五二四四号)
 同(江田五月君紹介)(第一〇四〇号)
 同(永井英慈君紹介)(第一六五七号)
 住専処理策反対に関する請願(岡崎宏美君紹介)(第四六九号)
 同(小森龍邦君紹介)(第四七〇号)
 公的資金導入による住専処理反対に関する請願(海江田万里君紹介)(第五二二二号)
 同(後藤謙君紹介)(第五二二三号)
 同(嶋崎謙君紹介)(第五二四号)
 同(土肥隆一君紹介)(第五二五号)
 同(嶋崎謙之助君紹介)(第五二六号)
 同(牧野聖修君紹介)(第五二七号)
 同(山花貞夫君紹介)(第五二八号)
 同(吉岡賢治君紹介)(第五二九号)
 住専の不良債権処理に対する母体銀行の責任の明確化に関する請願(穀田恵二君紹介)(第五二〇号)
 住専処理に関する情報の公開と徹底究明に関する請願(桜井新君紹介)(第一二二二二号)
 は金融問題等に関する特別委員会に付託替えされ

新たな保険・共済制度創設に関する陳情書外四件(兵庫県明石市中崎一〇の五の一明石市議会内萩原寛外四名)(第一八四号)
 消費税率引き上げ反対等に関する陳情書(那覇市字大道一七二赤嶺十番)(第一八五号)
 同月二十六日
 鉄道共済年金の改善に関する陳情書(北海道伊達市鹿島町一〇の一伊達市議会内猿橋肇)(第二三七号)
 は本委員会に参考送付された。
 四月十九日
 金融システムの安定化等に関する陳情書外一件(大阪市中央区本町橋二の八大西正文外一名)(第三六号)
 住宅金融専門会社への公的資金の導入等反対に関する陳情書外百六十一件(松山市二番町四の七の二森政司朗外百九十五名)(第一三二二二号)
 住宅金融専門会社の不良債権処理問題等に関する陳情書外百八件(北海道中川郡美深町字西町一八美深町議会内山崎幸一外八千二百八十二名)(第一五八号)
 住専問題の徹底究明等に関する陳情書外四十一件(奈良市三条本町七の三〇の一平沼滄外二千二百四十八名)(第一五九号)
 住専問題の早期解決と徹底究明に関する陳情書外九十一件(徳島県麻植郡山川町翁喜台一一七山川町議会内山本牧男外九百五十名)(第一八三三三号)
 は金融問題等に関する特別委員会に送付替えされた。
 本日の会議に付した案件
 参考人出頭要求に関する件
 塩事業法案(内閣提出第七九号)(参議院送付)
 ○久間委員長 これより会議を開きます。
 内閣提出、参議院送付、塩事業法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。久保大蔵大臣。

塩事業法案

〔本号末尾に掲載〕

○久保國務大臣 ただいま議題となりました塩事業法案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

塩専売制度は、明治三十八年に制度が設けられて以来、塩の需給及び価格の安定に寄与してまいりましたが、時代の変遷、環境の変化等を背景として、その見直しの必要性が指摘されてきたところであります。

このような状況のもとで、塩事業関係者等の意見を踏まえつつ昨年十一月に提出されたたばこ事業等審議会の答申に沿い、今般、塩専売制度を廃止するとともに、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、ここに本法を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、大蔵大臣は、毎年度、塩需給見通しを策定し、これを公表することとしております。

第二に、塩の製造、輸入販売及び卸売に關して、現在は指定等とされているのを改め、登録または届け出によることとしております。

第三に、大蔵大臣は、公益法人の一つを塩事業センターとして指定し、これに、生活用の塩の供給や塩の備蓄、緊急時の供給等の業務を行わせることとしております。

第四に、塩産業の自立化達成の観点から、経過期間終了時点まで、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○久間委員長 これにて趣旨の説明は終わります。

た。

○久間委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長田村哲朗君及び日本国有鉄道清算事業団理事長西村康雄君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久間委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○久間委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村井仁君。

○村井委員 私は実は、海のない長野県の出身でございます。その昔、戦国時代でございますが、上杉、武田の戦いの戦場になった場所でございます。そのときに、塩がなくなつたわけでございます。上杉謙信から塩を送られたわけ、それで何とか命をつないだというのが私どもの先祖でございます。

私どもの地元には、塩が運ばれた最後のポイントという意味で塩尻という地名がございます。これは上杉謙信から塩を送られたこと、それで助けられたということを感謝する意味で、昔は塩市と言ったのでございますけれども、一月の初めに大きな市が開催されるというのが長い伝統になってございまして、これは明治時代になってからでございますが、あめ市という、塩がために化けたのでございますけれども、非常に長い伝統のある市が立つ、こんなようなことございまして、私どもにとりまして塩というのがどんなに大切なものかということをいろいろなことでは体験されてございまして、こういう立場でございます。

また、大変個人的なことになりますが、私自身、昔豊州に在勤したときに、あの地の巨大な天日製塩の塩田も現実に見たことがございまして、そういう意味で、日本の製塩の仕方と、それに比較しての諸外国における製塩の規模、競争力、この格差というものが非常に大きいということも実感したことがございます。

こうして、明治三十八年に始まった塩の専売が、この今御提案のございました法律案の成立によりまして終わるといふことは、たばこ専売あるいはアルコール専売というものが既に廃止された今、国による物資の専売がこれに終わるわけでございますが、この塩事業法案につきましては、参議院で既に相当詳細な審議が行われておりますので、私は、それも踏まえながら、若干補足的にお伺いをさせていただきたいと思っております。

まず、一番基本的な問題でございますけれども、現在の塩専売法でございますが、塩専売法の附則二条におきまして、「政府は、国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。」このように記されておまして、これを踏まえて今度の法律案が提示されているということは、国内産業の自立化のめどが得られた、こういうふうな認識しておられる、このように考えてよろしいか。まず、基本的な問題でございますから、その点からお願いたします。

○宝賀政府委員 我が国の国内塩産業につきましては、御承知のように海水からつくる方法でございますが、先生御指摘のように、オーストラリアやメキシコといった天日で生産する状況に比べまして、工場で電力を使って生産していくという過程がございまして、そういう意味では、競争の面で大変厳しいものもございまして、現在までに、国内の製塩企業におきましては、鋭意コスト削減に努め、輸入塩との価格差を極力解消していくように努めてきたところでございます。また、元売の企業におきましても、再編あるいは整備、さらに事務関係の効率化というものを通じて、経営の規模拡大や効率化に努めてきてるところでございます。

その意味で、主として生活用塩でございますけれども、これにつきまして、全国くまなく一定の価格で供給することにつきまして、今後とも国民が不安を持つことなくやってもらえるんだらうかどうなるか。それはまた、具体的にどんなふうにおやりになるのか。今までは非常にきちんとしたシステムでそれが保証されていたと思うのです。今度ここにマーケットメカニズムが入ってくるわけでありまして、やはりどうしてもコストの余計かかるところには負担が増高するということになるのではないかと懸念がある。この点について、ひとつ御説明いただけますか。

○宝賀政府委員 私ども、生活用塩の供給というのは大変重要な仕事でございますし、これまで九十年続けられてまいりました専売制度におきまして、低廉で良質な塩を安定的に全国各地に供給してまいつたというのが専売制度の大きなメリットというふうなところでございまして、そういう制度を改定するに当たりましては、そういう点に鋭意注意を払ひまして、生活用塩を供給する塩事業センターというものを設けて、最小限の公的関与をございまして、良質な、安定的な塩の供給、特に生活用塩の供給というものを意

を払ってまいりたいと思つて、その辺については適切な制度を設けたいというふうな考へておられます。

○村井委員 今のところをもうちょっと教えていただきたいのですが、例えば、輸送コストが当然違いますよね。そこはどんなふうにして調整することを考えているのですか。

○宝賀政府委員 塩につきましては、先生御指摘のように、輸送コストがかなりかかっているというのも事実でございますが、一方で、専売制度のもとで全国一律の価格で提供してまいったというのも大きく評価されているところでございまして、特に今回、塩事業センターが供給を予定しております生活用塩につきましては、小売店におきまして全国一律の標準販売価格とするように予定しているところでございます。

そのための具体的な仕組みにつきましては現在検討中でございますが、地域によりまして運送費の実費を勘案してセンターからの売り渡し価格を設定するといったようなことなどの措置を講じまして、消費段階で全国一律の標準販売価格が可能となるように検討を続けてまいりたいと思つております。

○村井委員 ありがとうございます。

塩のいわゆる業界でございますが、いろいろなかわりがあるわけですが、いろいろな関係者があるわけでございますが、その中で元売、これをちょっと見てみますと、平成五年に八十二社、平成六年に八十一社あったのが、平成七年に七十六社ということ、五社と減つて減つて減つて減つて、それでも千三百人からの方がここで働いておられるわけで、この専売制度の廃止によりまして既存の元売に非常に大きな激変が生ずるといふことになりまして、これはやはりいかなるものかといふことを非常に感じるわけでございますけれども、この元売対策というのはいかなるものか、これを考えるにどうおられるか。

○宝賀政府委員 塩の元売企業につきましては、これまでに、状況を勘案しながら適宜整理合理化

あるいは統合化という動きがございますし、一方で協業化という動きもございまして、全国で九つほどの地区に分けまして協業を進めて、さらに事務効率化を進めていくというような動きが具体的に出てきております。

そういった意味で、事務コストの低減あるいは競争関係も含めて適切な対応がやっているとはいへないかというふうな思つておられますが、一方で五年間の経過期間の中で幾つかの助成措置を講じてやうてまいりたいというふうな考へておられます、その中で元売企業もさらに自立化の道を進んでいけるのではないかとこのように考へておられるところでございます。

○村井委員 それから小売ですね。これは全国で十一万、このように言われて、店の数は十二万でございまして、大変な数であります。それで、実際の売り上げの額、それからそのもうけといふのを見ますと、売り上げが年間一店舗当たり三千万円くらいですか、それからもうけが六万円くらい。確かに微々たる、大きな額ではないけれども、しかし国の専売品を扱っているんだという誇り、あの「塩」という青い看板ですね、あれに象徴される、その看板を誇りにして一生懸命にこの制度を支えてこられた、これが私には小売の人たち、本当に大変な貢献だったと思つておられる、今度の制度改変によって小売の人たちが悪影響を受けないようにする必要がどうしてあるのではないかと私は思つておられます。

それから、今までは、これはやはり国の専売制度を支えるからということだったと思うので、すけれども、いろいろな意味での社会的な顕彰の道、例えば褒章ですとか、勲章ですとか、業務精励による褒章ですとか、そんなようなことでもいろいろな配慮がされてきた。これは一つの事実でございます。しかし、今度は、全く普通の商売といふことになってしまふと、そのような道がなくなくなるのではないかと、そのような配慮がなくなるのではないかとこのように問題もある。この辺どんなふうな考へておられるか、御方針をお

聞かせただけませんか。

○宝賀政府委員 塩の小売業者につきましては、これまで九十年にわたる専売制度のもとで大変な貢献をしていただいているというふうな承知しております。

個々の見ると確かに売り上げ等は小さいという形になりますが、全国にいくまなく良質で低廉な塩を供給してきたという役割は私も十分評価しているところでございまして、今後の生活用塩の供給におきましても、そうした役割をきっちり担うことによりて国民の皆様は良質で低廉な塩を供給していただけるのではないかとこのように承知しているところでございまして、さらに今後とも生活用塩の供給のために適切な協力をさせていただくために、塩小売人の地位に配慮した措置を講ずるということをお考へております。

具体的には、塩事業センターにおきまして、今後とも契約を希望する小売人の方につきましては、塩事業センターの方の契約締結義務、あるいは販売店契約者であること、先ほど先生おっしゃいました店の表示といふものを、ちょっと形は変わりますが、やはり同様な形で、生活用塩を供給いたしますという標識の掲示といふものをやつていただきます。適切に、小売人の方が今後ともプライドを持って塩の供給をしていただけるように、また消費者の方々については、今後とも塩はあの店へ行ったらさつきちり買えるんだというふうな形の表示といふものをするによりまして塩の安定供給に努めてまいりたいというふうな考へております。

小売業者の方々には、先生御指摘のように、褒章といふ形の対応もあつたわけですが、私どももいたしましては、まずこれまでの功績に対して感謝状を出すことを考へておりますし、褒章等との関係につきましては、その関係のしかるべき方面に対応をお願いしたいというふうな考へておられるところでございまして、よろしくお願いいたしたいと思つております。

○村井委員 ちょっとまた角度が変わりますけれども、今度このようにいわゆる専売制をやめるといふことになりまして、ある意味では、消費者ニーズに対応して多様な塩の供給が可能になる。少し具体的に申し上げますと、例えば、これは好みの問題ですけれども、現在日本で供給されている塩は非常に純度の高い塩であるということですね。そうしますと、一方で、完全な天日製塩をした塩といふのを自然食愛好家が好むというような現実があります。たしか私の記憶では、これを何か専売の外でということ、販売ではないんだ、同好会で同好者がつくつたものを分けるんだとか何とかいふような仕組みでやつておられるような事実もありません。

それから、これは全く私どものくらしい正確な話か知りませんが、フランス料理の本場の味といふのは、あれは岩塩を生で使わないと本場の味は出ないのだとかとポール・ボキューズが言つたといふ話を聞いたことがありますが、これも、そういうことにはこだわらない人もいます。そういうような意味で、今までは供給の弾力性がいささか欠けるといふ側面もなきにしもあらずだったと思つておられますが、このあたりは、今度の専売制の廃止ということによりましてどういふことになりませんか。

○宝賀政府委員 現在、塩の専売制度のもとで供給しております塩は、先生御指摘のように大変純度の高い、しかも良質で清潔な塩といふことがございまして、一部グルタミン酸ソーダといふたようなものを混ぜたような塩も、別途、別のルートでありますが供給されているところでございまして、

ただ、實際上、いろいろ経費等の観点から、イオン交換法でつくられた塩が大半であるということでございますが、今度の制度改正によりまして、特殊製法塩といふ形で届け出のみで、塩田によつてつくられたいわゆる自然塩的なものを売り出すことも可能になるわけでございます。制度改定の大きなメリットの一つとして、消費者ニーズにこたえた形でさまざまな形の塩が供給さ

れるということになるのではないかと、この辺は制度の改定に際した推移を見てまいりたいと思っております。

○村井委員 以上、大まかなポイントをちょっと確認的にお伺いさせていただきますが、きょう、日本たばこ産業の田村副社長においでいただいております。

この提案されていきます法律案の附則第二条によりまして追加される塩専売法第三十五条というのが、特定法人の設立に際して財産の抛出というのを決めておいて、いわゆる現在のJ.T.の海水総合研究所でございますか、これが今度の新法で非常に重要な役割を果たすことになる塩専業センターのいわば母体になるような印象を受けるわけでございますが、このあたり、具体的にどんなふうにお進めになるおつもりか、ちょっと御説明を伺わせていただけますか。

○田村参事人 たいま御質問の件でございますが、御存じのように、私どもの日本たばこでございますが、日本たばこ産業株式会社法によりましてたばこ事業を行う会社として設立をされておりますが、塩専売法によりまして塩専業も当分の間行うようにというふうになってございます。

今般、塩専売法が廃止ということになりますと、私どもの会社から塩専業が離れるということになってまいりまして、たいま先生御指摘のように、私どもも持っております海水総合研究所、これは、塩に関する、特に製塩技術の開発研究等々塩に関する研究をやっておりますが、この研究所が我が社としては不要になるということになってまいりましてでございます。

しかしながら、当研究所でやっております今までの研究成果、それから、それに伴います資産あるいはノウハウ等々でございますが、これは今後の塩産業の健全な発展という観点から考えますと大変必要なものではなからうかというふうにご検討願いますし、また、関係する業界からも、何とか研究開発というものを存続してほしいという

強い要望もございまして、私どもの当社といたしましては、平成八年度に財団を設立いたしました。これはいわゆる先生御指摘の研究所を母体とした財団の設立でございます。その中で研究開発というものを継続してやっていくということを検討しているところでございます。

また、この財団は、いわゆる塩専業センターとしての指定を受け得るような要件を私どもの方は備えているのではないかと、この辺を考慮しております。政府からいざれかの時点で指定されるというのを期待もいたしております。

○村井委員 新しいシステムの中核的な組織になることでもございまして、ひとつ特段の御配慮をお願いしたいと思います。

一点だけ、今度はまた審議官にお伺いしたいんですが、政府で塩専業センターを民法法人にいたしました理由、あるいは民法法人で十分やれるという理由といえますか、その辺はどんなふうにお考えになっておられますか。

○宝賀政府委員 現在、塩の専業事業は、特殊法人でございます。日本たばこ産業株式会社の中の塩専業本部が行っているところでございまして、この製造、輸入、流通のすべてにわたって管理していることに加えまして、塩の製造者あるいは元売業者といったものの指定という形で行政処分も行ってございまして、特殊法人に委託しているものでございます。

一方、提案を申し上げます。まず法案におきましては、塩専売制度を廃止しまして原則自由の市場構造に転換するというところで、一方で、国民生活に使用される良質な塩の安定的な供給の確保を図っていくということで、塩専業センターを指定しまして、生活用塩の供給、塩の備蓄、あるいは緊急時の供給等の業務を行わせることとしております。

塩専業センターは行政処分等を行わないという形でございます。シビルミニマム確保のために塩の供給の一部を担うということにすぎないというところで、全面的に管理している専売制度とは異なるということでございまして、そういう意味で特殊法人という形にしないで、塩の需給及び価格の安定、あるいは全国各地への安定供給といった点で設立目的を果たすことができるというふうにご検討願います。

ただ、専売制度を廃止したからといって完全に自由になるといふよりは、大蔵省としても責任を持って良質な塩の安定供給というものを常に見てまいりたいと思っております。

○村井委員 細かいことになりましても、法律の附則の三十九条で、「外国為替相場の変動その他の塩製造業者の努力の限界を越えたと認められる経済情勢の変化があった場合には、五年間の経過措置」ということになっておりますけれども、これも含めて検討する、こういう経過措置の検討事項が入っております。その検討を加えて、必要があれば所要の措置をとるということになっております。

それで、為替変動以外の、為替変動によりまして確かに過去外国塩との価格差が非常に広がったり、今まで苦勞してきた国内塩が一層合理化を迫られたりした事実がありますから、為替変動というものは確かに大きな要因を考へておられるか、そのほかにも大きな要因を考へておられるか、ということが一つ。それから、期間を再検討するという以外には何か方法があるのか。この二点、ちょっと聞かせてください。

○宝賀政府委員 国内の塩生産業者におきましては、これまでさまざまコスト低減を進めてまいりましたが、その中でやはり為替変動の要因といたしまして、そのほかが大変大きなこととしてございまして、そのために代表的な例として為替変動というものを取り上げておられるわけですが、そのほかの事情として、例えばエネルギー価格が大幅に急騰すると

かそういったようなものも含めて、今後の経済情勢の中で事業者の自助努力の及ばぬ経済情勢というのがあるのではないかと、今後とも安定的に国内で製塩した塩を供給していくという中にありまして、そういった情勢の急変というものに対応したことを考へていく必要があるというところでこの条文ができておられるわけでございます。

なお、そのときの措置としてどういう形の措置があり得るかというのとはなかなか現状では申し上げにくい部分もございまして、期間延長というのは一つの例としてあり得るということでございます。経過措置の期間におきましては一元輸入と制度等適切な関税制度等の利用によりまして、国内の適切な塩の供給というのを考へてまいりたいと思っております。状況に応じて適宜適切な措置がとれるように考へてまいりたいと思っております。

○村井委員 もう一点、三十一条の緊急時対策、これはどんな状況を想定しているのか、それから政令の内容をこくかいつままで御説明いただけますか。

○宝賀政府委員 国内でいろいろな製塩をやっている過程で塩が安定的に供給できなくならないように、私ども、備蓄という制度を通じて安定的に供給ができるように対応はしておりますが、それでもなおかついろいろな形で安定的な供給を妨げる要因として考へられるものがございます。

一つは、製塩過程におきまして、赤潮の発生とかそういった形で、海の事情とか、あるいは工場自体の予期せぬ支障があつて、それによって供給がうまくいかないということもあるかと思っております。あるいは、海外から工業用塩を主として輸入しておりますが、その過程において適切な輸送体制がとれないで日本に到着がおくれないというふうなことも一つの例として考へられるのではないかと、そういう例として安定供給を妨げる要因について、適切な措置として今申し上げましたように備蓄というのを考へておられますが、それも

含めて、全体におきます塩の状況、流通状況を把握いたしまして、適切な措置をとれるように考えてまいりたいと存じます。

○村井委員 申しわけございませんが、最後になりましたが、大臣に一つだけ。

塩の専売制度、九十一年でございませうか続いたわけでございますが、これを振り返って、総括してどんなふうになっておられるか。また、御提案になりましたこの法律案を通じて、今後、御提案の日本の塩産業、塩流通、これをどのように進めておられるお考えか、お考えを端的にお伺いさせていただきますと存じます。

○久保國務大臣 私は、村井さんと逆で、塩田のありました町に生まれて、今、塩の専売制度廃止の提案をいたしますことに私なりに一つの感慨がございます。塩は国民生活にとって不可欠なものでございますけれども、一方また、塩という物質の特性からいまして、その消費にもいろいろ限界のあるものもございます。

振り返ってみますと、明治三十八年に財政専売として発足をいたしましたから、大正八年に公益専売に目的を転じ、今日まで約九十年の専売制度が続いてまいりましたわけですが、先ほど審議官が御説明申し上げましたように、専売制度が製造、輸入、流通各面にわたって包括的に管理するシステムでありますことから、これは非常に塩産業の構造改善に市場原理を働かせないという意味では制約をしてくるに至りました。

そういう中で、この塩産業の構造改善を進めることによつて、より良質な塩を安定的に供給することが必要な時代になったのではないかと感じておりますが、最初に申し上げましたように、国民生活に不可欠な塩でありますだけに、今後、事業センター等を通じ、また大蔵大臣のいろいろな新しい法人のかかわりなども念頭にしっかりと置きながら、国民生活に高い寄与のできる新しい制度を進めていかなければならないと考えております。

○村井委員 どうぞよろしくお願いを申し上げます。

終わります。ありがとうございました。

○久間委員長 次に、中田宏君。

○中田委員 新進党の中田宏でございます。

村井先生の後に引き続きまして質問をさせていただきます。

私がいたっている時間が三十分でありまして、この塩の事業法案についても多々お聞きをしたいのですが、ちょっと別のこともお聞きしたいもので、この件に関しては一つだけ注文をつけておきたいというふうに思います。

それは、J Tが発足した昭和六十年にこの塩の事業を開始したときに、この専売事業の事業運営の基本金と塩専売価格安定準備金という形で専売公社から三百七十億円を引き継いだわけですね。これにその後塩の事業の収益とその積立金の運用利益が加わって、現在の資産は約九百七十億円、約一千億円になっているというところであります。

日本たばこ産業株式会社の塩に関する研究所を母体とする財団法人の設立費用としてこのうち三百二十億、それから二つ目に、塩事業の自立化のための合理化推進、転廃業に助成するために塩事業センターに助成業務特別勘定を設け、これに三百億、それから、生活用塩の安定供給事業のために、倉庫や在庫を含め、三百七十億を使う。

この一千億近い金額、これはいわば専売公社時代から引き継いだ国民の税金に等しいわけでありまして、この支出、三点が大まかにあったわけでありまして、この支出、財団法人のあり方なども、今やほり国に問われているのは行政改革という大きなテーマがあるわけでありまして、非効率になったり、あるいは結果として税金が流れ流れておかしな形になるということにならないように、これはひとつとますますの皆さんの適正なる運用をお願いをしたいというふうにならぬように、これを、答弁は特段結構でございます。

私は、きょう、塩のこれと身近な意味において非常に関係深いテーマのことをちょっとお聞きをしたいと思っております。

塩も家庭の台所にあるわけでありましてけれど

も、もう一つ、家庭の冷蔵庫、身近なところにあるものにビールとかお酒類があります。住専問題、ずっとこの大蔵委員の我々も非常に関心を深くこれまで携わってきたわけでありまして、予算委員会等で今まで衆議院の中でも意見が分かれて時間を経過をいたしました。そんな中において、先般、衆議院の本会議では三月二十六日、参議院の本会議では三月二十九日に租税特別措置法の一部を改正する法律案が成立をして、この大蔵委員会の中でももちろんその前に採決を経て租特が上ったわけでありまして。

その中の一つに、発泡酒の税率が上がるという件がございました。当時、今申し上げましたように住専の問題等がやはりメインの問題でありまして、なかなかその質疑等が十分にできなかったわけでありまして、私、この件についてちょっと、大蔵省の大臣を初めとした皆さんの御見解をぜひお伺いしたいというふうに思うのであります。

今、日本において、ビールは麦芽の使用率が六七％以上。六七％未満で二五％以上というのは発泡酒のまず第一番目の分類といえますか、発泡酒のカテゴリーワンになるわけですね。それから二五％未満、これが同じく発泡酒だけれども二つ目のカテゴリーになる。

これは税金が三つに区分をされているわけでありまして。ビールはリッター当たり二百二十二円、それから六七％未満の発泡酒は百五十二円、そして二五％未満の発泡酒は八十三円だというふうになっている。私たちが通常飲む三百五十ミリリットル缶、缶ビールですね。あの缶でいきますと、この税率もそれぞれ今申し上げたように、大まかに言つと、ビールが一〇〇だとすると、発泡酒の一番目が三分の二、それから発泡酒のさらにその下が三分の一という分け方になって、小売価格でかなり差が出てくるわけでありまして。

今、具体的な銘柄を申し上げますと、サントリーのホップス、それからサッポロのドラフトテイ、この二つが非常にポピュラーな発泡酒として世に出ているわけでありまして。これは消費者の嗜好に合った発泡酒であります。言葉の悪い人は、節税ビール、こういう言い方をされる人もいますけれども、広告を見ても、缶に書いてある表示自体も、発泡酒ときちんとはつきりと明示をされてあるわけ、ある意味においては、これは発泡酒というハンディを乗り越えて開発をした製品であります。発泡酒、そう書いてあるだけで、何かビールと違うのかな、まずいのかな、そういう印象がないと言ったらうそになる人が多いと思います。そういう中において、消費者の嗜好に合わせて技術開発をして発泡酒というものを分野として成り立たせた。

実は、一九八〇年代にも発泡酒というのは出ているけれども、消費者のニーズに合わないで、その後製造中止に追い込まれている経緯もありまして。その中において、今こういう経済の低迷の状況の中において、消費者のニーズに合わせる、なるべく低価格でいいものを飲んでもらいたい、今度はそのようなメーカー側の、供給側の研究がある。一方で、消費者のニーズはそこにまさにマッチをしたわけでありまして、その発泡酒に関して、今回、簡単に言うならばビール並みの税率になったということでもあります。

私はこれについて十分な質疑をする時間がなかった。大変残念で、今税率が既に事実としては上がってしまったことによつて、国民の多くの皆さんに非常に失望を与えてしまっているというふうにも思うわけでありまして、税率がなぜ上がるようになったのか、その理由をお聞きしたいと思っております。

○薄井政府委員 御指摘のように、麦芽を原料の一部といたしました発泡酒というものがかつてもございました。ただし、最初のころは、ビールに果汁を加えて香りだとか味をつけた、香味をつけました商品、フルーツビールといったようなものが中心でございまして、質的には違つたものでしたけれども、余り大きく発展したとは言えない状況でございました。

ところが昨年以降、品質的にはビールに近く、またビールと同様にあるいはその代替品として飲まれている商品、テレビの広告等の表現の仕方も含めまして急激に増大してまいったわけでございます。その結果、ビールとの税負担の不公平が顕在化してきたと私も認めたくてございませう。

今回改正させていただきますが、このような最近における発泡酒の生産あるいは消費の状況に顧みまして、ビールと同じあるいはビールと同様に消費されているということであるならば、公平確保の観点から、発泡酒全体の課税制度についても見直しを行うべきだと考えたくてございませう。先生御指摘のように三段階ありました。これを今回体系的に見直させていただきますということでございます。

ビールと同じ税率にしたという御指摘でございますが、二五%未満の麦芽比率のものにつきましては一リットル当たり百五十円ということですので、ビールの半分以上の税負担になっているということでございます。

○中田委員 今、体系的に見直しをさせていただきますという表現がありました。この点については後ほど最後の方でお聞きをしたいと思っております。そうすると、ビールの発泡酒が出るということは大蔵省は想定されていなかった、そしてビールと同じようなものが出たから課税をする、こういうことではありませんか。

○薄井政府委員 少なくとも、発泡酒の税負担をかつて決めた際には、ビールとの対比で、ビールと同じように六七%以上のものにつきましては、さつき御指摘のように一リットル当たり百五十二円という税率を付したわけでございますが、生産の実態あるいは商品の実態あるいは消費の実態、こういったものから考えて、ビールとまがうようなものが当時なかったという実態の中で、ビールの税率、それから発泡酒の税率が存在し得たと考えております。

ところが近年、ビールにまがうものが出てきた。そういった中で、税負担の公平ということを考えて場合に問題が多いということで発泡酒の税の構造について見直しをさせていただきますということでございます。

○中田委員 そうしますと、今おっしゃっていただいたのは、生産の実態であったり、流通、味の実態であったり、それから、だからそれに合わせたいんだということになりますと、お聞きをしたいのは、じゃ、この国のビールの税率の根拠は一体何なんだということなんですか。

私が見るところ、これはもう、ビールに似たものができて、そして技術開発がどうのこうのなんというのは一切抜きにして、逆に言ったら、ビールというものが、これまでも取りやすいところから税金を取っているというふうな批判をされているケースは多々あったわけであります。これもそれと同様に、売れる、取れる、だから税金を取るといふふうに見えないわけでありませう。

ビールの税率、これについてはどういう根拠でなっているのか、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

○薄井政府委員 お酒につきましては、たばこと同じように、嗜好品といえますか、そういうことで特別に税負担を求めているのがこの国の例にも見られるわけでございまして、その際にどの種類のお酒にどれだけの税負担を求めたいかということが今の御指摘だと思っております。その中で、日本におけるお酒の税金、その中でビールの税負担ということが適切かどうかという御指摘かと思っております。

致酔性を有する特殊な嗜好品でありますから、これに特別の財政物資としての負担を求めていくことについては国民の皆様方の御了解を得ていくと思っております。その中の、酒の種類の中で何にどれだけの負担を求めたいかということは、やはりその国のお酒の表情、これも先ほど申し上げましたような歴史的なものもあるかと思っております。それから日本の国民の特殊性みたいなものもあるかと思っておりますが、どのようなお酒をどのようなとき

にどうやって飲んでいくか、かつそういったものがどういう生産態様で行われているかといったことを総合的に反映したものが現在の税体系になっているかと思っております。

一つ一つの税金について、それではなければいけないという説明は確かにできないかと思っております。長いお酒の税金の制度の中で、消費態様なり生産態様が変わっていくにつれて、相互のパラメータを反映して現在の税負担水準ができていくということでございます。ビールの税負担もその中の一つであるということかと思っております。

○中田委員 まず、国民の了解を得ているということに関しては、これはだれでも比喩として聞いたことがある話だと思っておりますが、ビールを飲んでる最中に、ビールというのは税金を飲んでるようなものだ、そういう言い方を、恐らく多くの国民の皆さんも、また大蔵省の方々だって飲んでるんじゃないのかなと私は思います。

そういう中であって、歴史的な流れとおっしゃいましたけれども、これは調べてみましたら、日露戦争のときの戦費調達、こういうところから酒税の今の体系ができてきて、それをそのまま引きずってしまっているのです。国民の合意だ、それが歴史的流れだ、本当にそうなのか。

諸外国でビールの税金、税率というのはどうなっているのか。日本は今、一般に流通されている大瓶、六百三十三ミリリットル、これだけなら税額は百五十円、税負担率は四五・五%になっていんです。アメリカで二十八円、イギリスで五十八円、ドイツで十九円、フランスで三十七円、一番税負担率が日本に近いイギリスでも三九・七%。それで、やはり諸外国のこういう税金のかけ方とはかなりかけ離れてきている。

うふうに私は思うわけでありませう。先ほどの発泡酒の話にちょっと話を戻しますけれども、発泡酒というのは、私も実はこの件に関して、自分自身も一消費者としてこの発泡酒というものを飲んでみました。それは、なるほどこれならば私たちが飲めるな、十分に味としても、発泡酒と思って最初はちょっと違うのかなと思って飲んだところが、飲めるなと思って愛飲をしてきたわけです。

それで、これは先ほどの二つの大手会社の双方にちょっと問い合わせをしてみたら、研究開発にかかっている、広告費にかかっているお金というのは約十億なんですよ。十億円かけて企業が今のニーズに合うものをつくって、大蔵省の皆さんはそんなにこれは大それた問題だとは思っていないのかもしれない、簡単に税率というものを上げていくのかもしれないけれども、十億円かけてつくって、それで簡単に税率が上がってしまったって商品価値がずんとなくなっちゃうわけですよ。

企業の技術開発なり、これから先の国においてどんどんと新しい分野、これは地場産業、地場ビールともかなり深い関係があります。そういうマインドに水を差す、こういうこと今後の企業のマインドに私は水を差すと思っておりますが、この点についての御見解、水を差さないと思っておりますか、どうですか。

○薄井政府委員 企業の技術開発あるいは市場開拓等の企業努力というものにつきまして私どもは敬意を表さなければならぬということには先生と同じ考え方をさせていただきます。

ただ、一方におきまして、税制、特に個別の物品に対します消費課税につきましては、消費者に負担を求めたくてございまして、同種同様の品質のものには同じ負担を求めていくということが、税制の基本から見ますと大切なことかと思っております。そのため、これまでも、発泡酒の話とはちょっと飛びますけれども、新商品とか代替品などが出てまいりましたときには税負担の公平ということから調整してきた歴史があります。税制として、国民全体の理解を得るためにそういう

ことが必要かと思っております。
ところで、今回の改正といえますのは、こういった税負担の公平確保の観点からビールとの格差を縮小するものでございますが、さつき申し上げましたように、全体としての現行の発泡酒の税体系を維持しつつその範囲内で最小限の負担調整をさせていただいたということ、それから実施時期につきましても、この夏にはまたビールなり発泡酒が売れる時期だと思っておりますので、そのことに配慮をいたしまして、本年十月一日から実施するというような対応をいたし、商品の開発努力に配慮しているわけでございます。

あわせて、他国のビールの定義、いろいろありますけれども、例えば六〇％の麦芽使用率であればそれ自体ビールという定義をしている国もありません。日本の場合は先ほど御指摘のように六七％にしてありますが、そういう意味では、御指摘の技術開発という点からいって、六七％に近いところにつきまして、そう大きな技術開発があったと言えるのかどうか、広告費の話はちょっと別かと思えますけれども、そのような感じを持っておる次第でございます。

○中田委員 恐らくメーカーの人が聞いたらこれは怒りますよ。二五％のサッポロ・ドラフティーというのは、正確には二四％ですね、それでやはり同じような品質を出そうと思つて努力をしたのですからね。それは私は怒ると思いませんね。そういう努力というものを、私も言うつもりはなかったけれども、きのうも別の企業の人と話をしていた、それは自動車工場の人だったけれども、こんなことを言っているとき間がなくなっちゃうのだけれども、部品をとる、その間を何センチ埋めるかによって日に車一台が何台できるかわわつてくる、工場の。そのぐらいの努力を企業側はやっていないんだ、そこら辺のところを役人はわかっているんじゃないかと、きのう私は言われた。そういう部分に対する、私は今非常にやはり企業の努力に対して軽率な発言だと思えます。

話をともに戻しますけれども、同種のものには同じ税率とおっしゃいましたね。ビールの税率と

いうのは、これは委員の先生方も恐らく皆さん余り御承知ないかもしませんが、六七％以上はビールと決まっていますのは日本だけなんです。ほかの国は全然そんな決まりがないんです。別に三〇％の麦芽でつくろうが二〇％でつくろうが、それはビールとして飲まれていいる。だから、はっきり言って、アメリカから、あるいはヨーロッパからどんどんビールが入ってきて、それは日本ではビールと言われて、じゃ発泡酒とどうやって区別しているのですか、大蔵省は。

○薄井政府委員 ビールの定義につきましては、私の知識であるいは誤っているかも知れませんが、例えばドイツですと、国産のビールに関しては麦芽を一〇〇％使っていないとビールではないと決まっています。アメリカに於いてはどうかと思つて、アメリカに於いて御指摘のような面があるかと思つて、輸入に際しては申告していただいておりますし、実情に合わなければそれは対応していると思つております。

○中田委員 それはドイツに関してだけが特例でありまして、ドイツというのはビールに対して物すごく誇りを持っているわけですよ。いわば日本人が日本酒は米で一〇〇％つくれというのと同じなんです、ドイツは。ですから、今は、もちろん日本以外の国は全く定めていないという言い方はおかしいかもしれないけれども、ドイツはそういう意味において特例だということももちろん御承知だと思つております。

それで、私がお聞きをしたいのは、これから先、本当にもう一回経済を活力を持ってこの国が営んでいくためには、企業がどんどん技術開発をして新分野をどんどん育成をしていくということには我々に欠かさない視点なわけですね。そのときには、今回残念ながら税率が変わってしまったんだけれども、しかしこれを戻したいという気持ちなんです、三分類は今でも統一しています。そして、その三分類が続いて、今は、局長おっしゃられたように麦芽に関して五〇％以下の分と二五％以下の分と税率がそれぞれ変わっているわけでは

が、企業のマインドとしたら、もうこれは信用できないという話になってしまふわけですね。節税ビールじゃないのですよ。法律を守ってつくれたのですよ。法律を守ってつくれたものが、変わつてしまつて、後から売れなかったものが、じゃ今度は、五〇％だろが一〇％だろが、そういうものををつくって、同じ味だったらまた変更するのですか。企業は何を信じればいいのかですか。法治国家ですか、この国はという話になっちゃうのです。

○薄井政府委員 先ほど企業努力を全く評価してないというおしかりをいただきましたが、二五％未満につきましては、先ほど来申し上げておりますように、一リットル当たり百五円ということにとどめておられるわけでございまして、対応をさせていただきます。

それから、今の御指摘は、今度五〇と二五ができた、じゃ四八でつくつたらまた追つかけるのかという御指摘なのかと思つております。この点につきましては、私も、六七と四五の関係とは大分事情が違つてくると思つております。世界各国見た場合のビールの生産に用いている麦芽の比率等々から考えても、五〇％がいい線だと思つておりますので、今後この線を変えていくということは今考えているわけではございません。

○中田委員 与党の皆様にも応援をさせていただいてますので、私はきょう三十分しかありませんので、またこれはぜひ皆さんの御知恵もおかりしてやらないと、こういうことが日本の企業をだめにする、日本の活力を失わせているのだということとをよよく私たちは考えなければいけないと思つておるのです。

もう一つだけ申し上げておきます、もう時間もあれですから。今回の税率改正というのは租特でやっております。租税特別措置法の中でやっております、先ほど局長がおっしゃられた、全体の発泡酒としての体系を維持しつつ見直しを行つたとおっしゃっています、それは逆に言うと、複雑でわかりにくいものをまたつくつてしまつたということなんです。

すよ。発泡酒というのは、今まで六七％未満が発泡酒であり、それは税率とともに分類されていたのです。ところが、ここから先は、改正された租特によって税率だけが改正されたことよつて、六七％未満から五〇％以上のもに於いては発泡酒だけれども税率はビールと同じ、こういうどんどん複雑でわかりにくい税体系をつくつてしまつていられるのは絶対に事実なわけでありまして、これをやるのなら、租特じゃない、酒税法でやるべきですよ。そして、ビールの税率がなぜこう決まっているのか、あるいはWTOに今日本が問題提起をされかかっているように、全体の酒税の見直しの中でやらなければいけない話です。世界から、日本の酒税に對してもう既にクレームがついている。そして、さらに日本国内においても、こういった企業の努力を無にしてしまふ。またこれは、企業努力を無にする、その技術開発費云々だけじゃなくて、輸入ビールがどんどん入つてきて、しかもその麦芽使用率なんというのは調べようがないわけですよ。それがどんどん日本に入ってくることに對して今まである意味ではストップもかけられていたのです、この発泡酒は。その我々消費者のマインドというものも無にしてしまふ。

今度これは酒税法の中で、ぜひ与党の先生方にも大いに見識を持った議論をまたお願いしたいと思つておりますけれども、こういうことをやっていたらこの国は活力がなくなる、だめになる。身近だけれども大変に大きな例であるというふうには私は思つて、強く今後の議論というものを喚起してまいりたいと思つておりますので、与党の先生方皆さんの御支援もお願いしたいと思います。

私の質問を終ります。

○久間委員 今、暫時休憩いたします。
午前九時五十二分休憩

午後一時十三分開議
○久間委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。谷口隆義君。

○谷口委員 新進党の谷口でございます。本日、初めは、我が国の財政の危機と申しますか、財政問題についてお話を聞きたいというように思っております。

御存じのとおり、昨年の十一月の十四日に財政危機宣言が当時の武村大蔵大臣のときに発せられたわけでございまして、そういう意味で極めて緊迫した厳しい状況であるというように大蔵省当局も認識されておられますし、私もそのように考えておるところでございます。

平成八年度予算におきましては、歳入不足ということと、十二兆円余りの赤字国債の発行ということに追い込まれたわけでございまして、建設国債を含めまして、過去最高の二十一兆円の国債の発行、こういうようになっておるわけでございまして、八年度末には国債発行残高が二百四十一兆円、このような状況になると予想されております。このまゝまいりますと二十一世紀初頭には四百兆円を超えるのではないかと、このような見方をするところもあるわけでございまして。

社会保険関係費、国鉄清算事業団の巨額債務の返済の問題であるとか、また今審議をやっております住専の問題にかかわる金融機関救済に伴う財政資金の支出の問題であるとか、このような大きな財政支出を伴うようなことが軒並み現在待っておりますか、あるわけでございまして。

八〇年度以降に国債の大量発行が行われて、一般会計がかなり厳しくなりました。これを取り繕うために、財政、また特別会計、また地方財政、また財投ですね、財政投融資との一体運営の傾向が強められておるわけでございまして、とりわけ財投につきましては、打ち出の小づちと申しますか、そのようなことで今まで行ってこられたわけでありまして、財投が一般会計を支えるのは今後難しいであろう、このように言われておるわけでございまして。

これは、一つは、新規資金の流入が鈍化するような傾向にある。郵貯におきましても、金利の自

由化等従来のように資金が集まらないのではないか、こういうようなこと。また、年金資金の問題も、従来のように集まらないのじゃないか、このようなことが言われておるわけであります。また、運用面におきましても、資金の固定化が進んでおる、このように言われております。

先ほど私が申し上げました、これまた後で聞く予定にしておりますが、国鉄清算事業団の問題、また国有林野事業の特別会計でございますね、このようなところで赤字体質のために財政機関の資金運用がふえておって、回収が進んでおらないというような状況にもあるわけでございまして。財投の新規資金の流入がどんどん細っていくということになってきますと、追加融資ができなくなつて、最終的には税金で穴埋めをしなければいけないというような事態も考えられるわけでございまして。

そこで、大蔵大臣にお聞きしたいわけでございますが、まずは、この大きな問題でございますが、このような財政再建につきまして大蔵当局としてどのようにお考えなのか、また、先ほど申し上げましたこの財投の見直しという論議が今よく言われておるわけでございまして、このような財投の見直し論議につきまして、御見解、御所見をお聞きしたいと思います。

○久保国務大臣 今谷口さんがお話しになりましたように、財政は非常に危機的な状況にございまして。

昨年十一月十四日に前大蔵大臣が、容易ならざる事態ということで我が国の財政事情について発表をされておるのでありますが、その容易ならざる事態を受けの中で、平成八年度の予算は今御指摘のような一層財政危機を強める方向で組まざるを得ない状況にございまして。

精いっぱい財政支出の削減等の努力を行った結果でもそのようなであります、今再建に取り組む決意やその方針を示すようにということでございまして、そういう状況を受けて、国会に中期的に計数上の状況はどうなるかということについて

てお示しをいたしておりますが、これから財政審の審議の模様も、また国会での御審議の模様も受けてまして、私どももいたしましては、目標を定めるとともに、そこへ向けて財政の果たす役割や守備範囲についても大胆な見直しを図りながら財政再建の方途を講じなければならぬと思っております。

ただ、今は財政が景気回復の下支えをやつてきたということがございまして、景気回復と財政再建の問題とは、目標は日本経済を支えるという点で同じであります、この財政再建と景気回復の問題が相互に矛盾するという面もございまして、大変厳しい状況の中での対応でございますが、今大蔵省内部におきましても、財政再建のために講ずべき目標と方策について大胆な検討を行うよう私の方からもお願いをいたしまして、作業を進めてもつておるところでございます。

財投の問題につきましては、理財局長からお答えいたします。

○田波政府委員 財政投融資の問題について、補足して御説明を申し上げます。

財政投融資は、委員御承知のように、国の制度や信用に基づいて集められました郵便貯金だとかあるいは年金等の公的資金を一元的に管理運用するということにございまして、そういう資金を、国全体の立場に立った政策判断に基づいて効率的、重点的に配分するシステムにございまして。

委員おっしゃいますように、近い将来において郵便貯金、年金が急激に落ち込んでいくということはないにしても、将来の高齢化社会というようなことを考えますと、貯蓄率も落ちてくる、あるいは年金の支払いも多くなるということで、原資面についても私どもは重大な関心を持つ必要があるというふうな考えております。

原資面のみならず、一方で、社会経済情勢であるとか、あるいは国民の側から見たニーズの変化ということも時々刻々起きるわけでございまして、私どももいたしましては、対象とする機関であるとか、あるいは分野だとか事業につきまして

て、極めて慎重に、しかも重点的、効率的な配分に努めていかなければいけないというふうな考えでおるところでございます。

○谷口委員 先日もある大学の先生とお話をいたしておりました、今の国家財政、このまゝいくと早晩破綻が起るなというように私はお話をさせていただいたのですが、そのときにその先生が、いや、もう今既に国家財政は破綻しておりますよ、このようなお答えが返つてまいりまして、私にはある意味でショックを受けたわけでございまして、極めて今の財政状況が悪いということであり

ます。御存じのとおり、国債への依存度で見ますと、九六年度は我が国は二八％になっておるわけでございまして、五年前の九・五％から見ますとかなりの急カーブを描いて上昇いたしておられます。欧米の状況を比較してまいりますと、イギリスが一七・九％、フランスが一七・八％、ドイツが一三・三％、アメリカが一〇・三％、このような国債依存度に対して、我が国は二八％でありまして、このような非常に厳しい状況になっております。

また、今欧州におきましてはマーストリヒト条約による通貨統合の参加条件がございまして、これを先日、本で見えておりますと、これは国及び地方のフローの財政赤字の対GDP比率が三％以下、また、ストックにおきます累積債務残高の対GDP比率、これが六〇％以下、このような参加条件のようございまして、これに對しまして我が国は、財政赤字が三％に対して八・二％、また累積債務残高六〇％以下ということになっておりますが、我が国は九〇・一％であります。このように、主要国の中でも最低と言われるような厳しい財政状況に今あるわけでございまして。

このような状況の中で、財政が厳しい、厳しいから今度はそれをどうすればいいか。これは三つの方法しかないのだからと思うのです。増税をするのか、歳入を削減するのか、これを両方やるのか、こういうようなことになるのだからと思

ます。
このような状況の中で、財政構造が極めて悪い、だから増税をするのだというような考え方は、これは極めて短絡的な考え方だと思ひますね。やはりその前提として、歳出削減を徹しく不断的努力で行っていかねばいけない、このように考えるわけでありませう。

このような歳出構造をやはり見直していかねばいけないというように思うわけでございますが、これは一つは、現在いわゆる高度成長から低成長時代に入っております。このような低成長時代の高齢社会、こういう現状の中での財政運営のあり方の中での歳出構造の見直し、このようになるのだらうと思ひます。

この中には、例えば社会保障分野で公的部門がどの程度関与していくのかとか、また、医療、年金制度の財政構造の仕組みをどうしていけばいいのかが今必要なのではないかと。また、もう一つお聞きしたいのですが、このような、先ほど私が申し上げました財政構造の見直しでございますが、これに対して大蔵大臣の御所見をお聞きしたいと思ひます。

○伏屋政府委員 お答え申し上げます。

今委員が御指摘になられましたように、まさに我が国の財政は、諸外国に比べてまして最悪と言つてもいいような厳しい水準にあるわけでございます。そういう中にありまして、先般お出しいたしました「財政改革を進めるに当たつての基本的考え方」という中で述べられておりますが、やはり歳出全般につきまして、今先生が御指摘されましたが、目前に迫りました本格的な高齢化社会への対応とか社会資本の整備とか、財政に期待される役割が一方で増大しているわけでございますが、現在の財政構造のままでは、財政が本来果たすべき機能を発揮することは困難な状況に陥つていくものと思はれるわけでございます。

歳出全般につきまして、支出が本当に効率的に行われているのかどうか、真に国民生活の向上に

役に立っているかなど見直しを行いまして、その縮減合理化に努めていかねばならないわけでございます。平常であれば優先すべき分野につきましても、その歳出水準を見直さざるを得ない場合もあり得るところでございます。

今までは財政支出が適当であるとされてきた施策につきましても、今日の情勢のもとでなお財政が関与すべき分野が否かという行財政の守備範囲の見直しの観点に立ちまして、聖域を設けることなく、制度の根本にさかのぼって歳出の洗い直しを行つていくことが重要な課題であると認識しております。

○谷口委員 先ほど申し上げましたように、極めて深刻な状況になっておるといふことでございませう。

これは大蔵省のデータを見ますと、二〇〇〇年に赤字国債発行をゼロとし、それに向かつて赤字国債を毎年均等に減額、その間に建設国債の発行を横ばいとする前提で計算すると、これは名目成長率が三・五％、税収弾性値が一・一と仮定されている場合でございますが、一般歳出を毎年五％ずつ削減する必要がある、このようなデータが出ております。また、「中期的な財政事情に関する仮定計算例」が出ておりまして、これを見ますと、歳入と歳出のギャップを今後すべて国債で賄う、このようにすると国債発行残高は十年後には五百兆円に達する、このようなデータがあるわけでございます。

先ほど冒頭申し上げましたように、今の国債の発行残高が八年度末で二百四十一兆円、地方債の発行残高が百六兆円でございますが、それ以外に、先ほどお話をさせていたいただきました国鉄清算事業団がございまして、その他いわゆる隠れ借金というものがございまして、全体を合計しますと三百八十兆強、四百兆弱、このような状況になっておるわけでございます。

これは、今までの普通のやり方では到底このような財政構造を要することはできないであろう。先ほどの話に戻りますが、大学の先生とお話をし

ておりまして、ある意味ではやはり革命的な改革をやるというぐらいでないといふ我が国の財政構造は改善できないであろうというようにお話を伺つたわけでございます。

そのような状況の中で、先ほども申しましたように、それを短絡的に増税論議に結びつけるのではなくて、やはりきちっと歳出構造の見直しをやらなければいかぬ、その後やはり税制体系全体の見直しもやつていかねばいかぬのだからと思ひます。

そういう意味におきまして、ひとつお聞きしたいわけでございますが、財政状況が極めて逼迫している状況の中でのあるべき税制体系の姿、これについてごく簡略に教えていただきたいと思ひます。

○薄井政府委員 御指摘のように、税制は歳出を裏づけるものでございませう。その歳出につきまして、先ほど次長が説明しましたようにきちっとした見直しが行われた上で、必要な部分は税で賄わなければならないということになると思ひます。ただし、これは、経済が負担し得る限度とい

います。また、経済活動に支障があつてもいいかもしれませんが、そういう意味で、租税負担率という面も含めて、量的な上限のことも考えながら、今ある余地をどうやって広げていくかということかと思ひます。

あわせて、同じ税収をいただくにつきましては、どういふ税でいただくかという税体系統論に次はなつてくるかと思ひます。そういう意味では、現状を国際的に見ますとまだ消費課税部分が割に低いという状況にありますので、直接税部分を減らし間接税部分で賄つていくという方向かと承知しております。

○谷口委員 今、主税局長がおっしゃいましたように、直接税主体の税構造、税体系を間接税にシフトしていく、こういうふうなお話を伺つたわけでございますが、今般、政府の方では、来年の四月一日に消費税が五％というふうなことで進んでおられるようでございませう。現下の財政状

況の中で、当然歳出構造の見直し、削減をやつていかなければいけません。一方で、税体系全体の見直しもこれは当然必要なことであります。

今後、今のような財政状況の中で、税制全般、とりわけ消費税ですね、消費税においてどのようなことをお考えになっておられるのか、これは大蔵大臣にお聞きしたいと思ひます。

○久保国務大臣 六年十一月の税制改正におきまして、消費税については、減税を先行させる中で九年四月一日から五％に引き上げることを既に法定してございます。なお、この実施前に検討すべきこととして、法律の中に検討事項を明文化いたしております。

これらの問題の中で、社会保障の問題については今介護問題などを含めてなお検討中でございます。行政改革、財政問題、それから税制そのものに関する問題など検討がなお続けられておりました。政府税調におきましても、今後この五％の率を来年四月一日の実施に当たつて動かすかどうかということについてはさまざまの御議論があるように承知をいたしております。

私どももいたしましては、この法律に定めまします検討事項は九月三十日まで法律を変更することを前提にして検討をこへ記述いたしているわけでございます。この九月三十日までに消費税の税率を変更することについての結論に至ると思つておりますので、来年四月一日は消費税五％でスタートさせる、改定を行うということになるかと思つております。

なお、検討事項については、それぞれの分野において検討されておりますので、今最終的な結論を申し上げることは困難であると思つております。

○谷口委員 いずれにしても、財政構造という財政状況が極めて今悪いわけでございますが、これは放置するとどんどん悪化して行くという現状だと思ひます。ぜひ早急にと申しますか一刻も早く、我が国の財政が破綻することのないようにやつていただきたいというふうに考へて

おります。
それに関連しまして、先ほど私申しましたが、
財投資金もこちらに行っておるわけでございませ
が、国鉄清算事業団の長期累積債務についてお聞
きたいと思っております。

御存じのとおり、本年の四月一日現在の残高
が、先日発表ございました二十七兆五千八百億
円となっておりまして、これは前年対比で六千六百
億円増加していることとあります。今、土地
やJR各社の株式の売却を予定されておられて、
現状をお聞きしておりますと、そのような土地ま
たは株式売却の結果まだ二十兆が残るのではな
いか、このように言われております。また、この債
務、現在の残高も、九年前に清算事業団が引き継
いだ債務が二十五兆五千億でございます。この間
返済をずっと続けておったわけでありますが、残
高は減るところか、御存じのとおり二十五兆五千
億から二十七兆五千八百億に膨らんでおるわけ
であります。

今現在、土地、株式売却した残高が二十兆余り
残るであろう、このように言われておるわけであ
りますが、これにつきまして、閣議決定でも既に
残った残高につきましては国民負担にするという
ようなことになっておるようであります。これは
極めて大きな金額でありまして、国民一人当たり
にしますと十六万円強というような莫大な金額に
なっておるわけでありまして、

まず初めに、きょうは運輸省の方、来ていた
いておると思っておりますので運輸省にお尋ねしま
すが、国民負担を減らすべく今までのような努力
をされておったのか、お聞きしたいと思いま
す。

○金澤説明員 御説明申し上げます。

今委員御指摘のとおり、国鉄改革当時、すなわ
ち昭和六十二年四月一日におきます清算事業団の
債務は約二十五兆五千億でございます。そし
て、つい先般、すなわち本年度首におきます債務
の状況は、今委員御指摘のとおり約二十七兆六千
億になっております。

こういう債務の状況につきまして、従来、私
どもその債務の増加の理由といたしましては、地
価高騰問題に対処するための地価の対策を実施し
たり、あるいはその後地価が下落傾向にあります
ときには、土地の需要が低迷したために清算事業
団の土地の売却が進んでいないという状況が一
つございまして、あるいは株の方にいたしまし
ても、JR各社の民営化後できるだけ速やかに
これらの上場を図って努力してまいりましたが、
株式市場が低迷していること、あるいは先般の阪
神・淡路大震災の影響等もございまして、株式売
却の方も予定どおり進んでいないという状況があ
るわけでございまして、私ども、こうした状況に
はございまして、今委員御指摘のとおり、債務が
増加しておるという状況がございまして、今
後、株、土地の売却に一層力を入れまして国民負
担の減少に努めてまいりたい、このように考えて
おります。

○谷口委員 もう一つ、運輸省にお聞きいたした
いわけでありますが、九七年度予算の概算要求に
おきまして、返済期限の来る一般会計からの事業
団向け無利子融資が五兆四千億あるわけでありま
すが、この取り扱いはどうするかということでご
ざいます。一つは返済を開始する、一つはまた再
び繰り延べをする、もう一つは棚上げする、この
ような選択肢があるのだからと思っておりますが、この
無利子融資につきましてはどのようにお考えで
ございませうか。

○金澤説明員 御説明申し上げます。
清算事業団が一般会計から無利子で借り入れて
おります先生御指摘の特定無利子貸付金でござい
ますが、これは五兆五千九百九十九億円でござい
ます。これにつきましては、平成二年度の、ちょっ
と長い法律でございまして、日本国有鉄道清算事
業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度
において緊急に講ずべき特別措置に関する法律と
いう法律に基づきまして、当時平成四年度とされ
ておりました償還据置期限を五年間延長して
ございまして、平成九年度より償還が開始されるこ
とになっております。

この借入金の今後の取り扱いでございますが、
これにつきましては、先ほど申しました土地ある
いは株、こういったものの資産処分動向を踏ま
えつつ、財政当局とも御相談しながら検討して
きたい、このように考えております。
○谷口委員 要するに、どのようにされるか
まで
考えておられない、決定しておられないという
こと
で
すか。
清算事業団の方もきょう来ていただいております
ですが、借り入れの金利でございますね、清算事
業団が借り入れておる金利の実質金利と申しま
すか、この無利子融資五兆数千億を除いた有利子
負債と申しますか、この金利は今ならしてどのくら
いになっておるのでしょうか。
○西村参事 清算事業団の債務は、先ほど申
上げましたように二十七兆余りでございますが、そ
う将来費用という共済年金等の将来の負担、こ
れが三兆八千億入っております。これを除きます
と、実際の長期債務残高二十三兆七千六百億、こ
れが平成八年度の期首の残高でございます。この
うち一般会計からの無利子借入金が五兆三千四百
億でございます。そこで、有利子の債務残高は十
八兆四千億ということになります。その平均の
利率は四・九五％になっております。
○谷口委員 まだかなり高い金利をお支払いに
なっております、こういうことでございますね。
今度は大蔵省にお聞きいたしたいわけでござ
い
ますが、先ほど申し上げました二十兆円、これは
国民負担になる、こういうようなことございま
すか、この二十兆円を事業団から分離して、前倒
して九七年度中に一般会計に移して何年かけて
処理しようという案もあるというようにお聞きし
ておるわけでございまして、これにつきましてど
のようにお考えでございますか。
○伏見政府委員 お答え申し上げます。
先ほど委員が御指摘になられておりますが、
また運輸省の方からも答弁がありますように、近
年の土地、株式の状況から平成八年度首には二十

七兆六千億、国鉄清算事業団の長期債務等がそ
ういう額になる見込みでございますが、これにつ
きましては、昭和六十三年の閣議決定におきま
して、「土地処分収入等の自主財源を充ててもなお
残る事業団の債務等については最終的には国にお
いて処理するもの」とされておるところでござ
い
ます。

したがって、この国鉄長期債務等のこれか
らの順調な償還と、これによる最終的な国民負担
の軽減が極めて重要な課題であるわけでござい
ます。清算事業団といたしましては、まだ未処分の
土地、株式が残っておりますところでございます
ので、今後これらの資産のできる限り早期かつ効
果的な処分を進めて長期債務等をできる限り減少
させることがまず重要な課題であると考えてお
り
ます。

○谷口委員 だから、その後のことを私は申し上
げておったのですが、もう具体的な検討をやらな
いと時間的余裕はないと思うのです。財政全般
に非常に厳しい状況に今なっておりますわけでござ
い
ますので、やはりこのあたりの議論を、私また質
問する機会がございましたら継続してやりたいと
思
います。

あともう一つお聞きしたいのは、これは今ち
うど法案がかかっておる、審議をしている途中だ
と思っておりますが、JR共済の厚生年金への統合が
ございませうか。この統合に伴って一兆円を持っ
て
いく、八千億を国鉄清算事業団、また二千億をJR
七社が負担する、持っていく、こういうようなお
話
でございます。

それで、お聞きしたいのは、当初から二十兆円
はほとんど賄い切れないので国民の負担になる、
こういうことはほぼ明らかでございまして、
にもかかわらず、ここにまた八千億上乗せしてや
る。当然これは清算事業団が払い切れない。い
ず
れにしても国民の負担になるということですね。
これを清算事業団に負担させるというのには極めて
おかしなやり方ではないのかというように感じて
お
るわけでございまして、これについて御答弁を

お願いしたいと思ひます。

○伏屋政府委員 お答え申し上げます。

今委員の御指摘の、鉄道共済の厚生年金への統合に伴いまして、統合前の期間に係る給付費のうち、いわば制度が独立していた時代の運営していた期間に、その間に給付が既に確定した部分につきまして、所要の積立金を移換することとされているわけでございます。

この現有の積立金からの不足額につきまして、これはあくまで事業主に負担していただくということになっていくわけでございます。そうなりますと、鉄道共済の場合は、事業主が昭和六十二年四月の国鉄民営化の前で旧国鉄の事業主としての地位を引き継ぎました清算事業団とJR各社に分かれておりまして、その結果、先ほど委員が言われましたような振り分けということになつていくわけでございます。

この旧国鉄の分の清算事業団が引き受けた分につきましては、これは年金全体のことでございまして、どの年金制度もこれからの高齢化、成熟化が進展する中で、その財政安定のために自助努力を行つていくわけでございます。全国民共通の基礎年金に集中して国庫負担を行つていく状況の中で、鉄道共済の受給者だけをダイレクトに国庫というわけには、これは公平性の観点から見て適当ではないわけでございます。やはりまずはあくまで事業主の負担ということで、国鉄清算事業団にお願ひすべきものと考えております。

○谷口委員 それでは国鉄清算事業団にお聞きしたいのですが、この八千億の資金はどこから調達をされる予定でございますか。

○西村参考人 この資金につきましては、従前の資金の調達と同様に、政府の予算において事業団が認可を受けます。これは、資金運用部等いろいろな借入金、債券の発行等で賄つていく予定でございます。

○谷口委員 要するに、私申し上げましたように、いずれにしても国民の負担になる、こういうことになるのだらうと思ひますね、今のままでい

きますと。これは極めて重要な問題でございますので、また質問する機会がございましたら、この質問もまたやってみようと思ひます。

その次に、やはりこれも同じような財政の問題にかかわるわけでございますが、国有林野特別会計の累積債務についてお聞きしたいと思ひます。

この累積債務が増大いたしております。本年三月末現在で累積債務は三兆三千億、前年対比で一兆八百億増加して三兆三千億、このようになっておるわけでございます。国有林野事業は、国土面積の二割、全森林面積の三割を占める広大な山林で行われておるわけでございますが、状況を聞いておると、借金がどんどん雪だるま式にふえておるといふのが現状である。

九四年の決算におきましては、五千六百九十九億円の収入のうち、林産物販売または林野、土地の売却による自己収入はその収入のうち三四％、一千九百十五億円ということで、人件費が二千二百億ということでございます。人件費も随分切れないような状況になっておる。

また、支出の方は五千九百三十億円の支出でございまして、累積債務に対する利子償還金額がそのうち四五％を占めておる、二千六百六十億円がそのような累積債務に対する利子償還金である。不足の方は、財投からの長期借入金三千三百三十六億円と、一般会計からの繰り入れ五百六十八億円で頼つておる、このような現状のようでございます。

まず初めにお聞きしたいのですが、林野庁、きょう来ていただいたのですが、今までのいろいろ御苦労なされたのでしようが、どのような経営改善策をなさつてこられたのでしょうか。

○星野説明員 お答えいたします。先ほどの谷口委員の御質問の、これまで林野庁がどのような努力をしてきたかということでございます。

国有林野事業につきましては、国土の保全、水資源の涵養、木材の供給、また森林資源を通じま

した地域経済の振興といったさまざまな役割があるわけでございますけれども、先ほど委員御指摘のような財務状況になっておりました。こうした状況を踏まえまして、現在、林野庁といたしましては、国有林野事業の改善に関する計画に基づきまして、事業部門を、経常事業部門について平成十二年度までに、それから累積債務部門につきまして平成二十二年までまでに収支均衡ということを目標にいたしまして経営改善を推進しているところでございます。

こうした二つの部門に分けまして経営改善を鋭意進めているわけでございますが、このうち経常事業部門につきましては、組織、要員につきまして、簡素化、合理化、営林署の数で申しますと、平成三年度には三百十六ございましてが六年度末には二百六十四、さらに減らしたことを考えております。要員規模につきましても、三万一千人から平成七年度末一万七千人ということで削減を行つておりました。さらにこれも削減をするということも考えております。

他方、収入の増大策という観点でございますけれども、一般材につきまして安定供給システムというものを設けまして、製材工場等に対しまして計画的な木材の販売を行う、それから環境緑化木等の積極的な販売を推進するということなどによりまして自己収入の確保に努めているところでございます。

また、治山事業というものも国有林の中で行つておるわけでございますけれども、これにつきましましては、公益的な観点から一般会計で御負担をお願いしていただくわけでございます。造林、林道整備等の基盤整備、また保安林等の保全管理に要する経費につきましても、公益的な観点から一般会計からの繰り入れの充実を図つておるところでございます。

さらに、今国会におきまして林野三法というものを御提案申し上げておりました。川上の林業から川下の木材産業に至りますまで一体的な森林・林産業関係の振興を図つていくということで林産

業の経営基盤を強化する。国有林材につきましても、その安定的な販路の確保を期待いたします一方、近い将来には、戦後植林いたしました人工林が収穫期に達する、伐採量の増加が見込まれるというふうにご考慮をされておりました。経常事業部門については、このような努力をさらに推進したいと思ひておるわけでございます。

一方、累積債務部門でございますけれども、林野、土地等の売り払いを推進いたしますとともに、一般会計からの繰り入れにつきましても大幅に増額をさせていただきます。こういたしましたように累積債務部門についても収支の改善を図つておるところでございます。

○谷口委員 お聞きしたのですが、要するに、高度成長期に伐採したところに植林して、大体二〇一〇年ぐらいにそれがまた、植林したものが伐採できるような状況になる、そういうところで穴埋めができるような状況になる、そういうようなお話を今なさつたようでございます。だけれども、どんな累積債務がたまっていく、それに対して具体的な対応をもつとより早くやっていかないと、ぬと私は思つておるわけでございます。

聞くところによりますと、この国有林野の資産価値は、簿価で約六兆五千億、これは九四年三月末現在、時価に引き直しますと、大体十兆円を超えるような金額がある、このように言われておるようでございますが、この一部売却によって穴埋めをするつもりがないのかどうか。

また、分割・民営化したかどうかというような考え方もあるようでございますが、今、特別会計ということで独立採算をやつておられるわけでございますが、このような考え方についてどう思われるか。

また、経団連が昨年九月に、事業の民間委託を徹底し、国有林野特別会計の廃止なども含めて抜本的な見直しを提言をされておるようでございますが、先ほどの二点については林野庁、国有林野特別会計の廃止については大蔵省にお聞きしたいと思ひます。

○久間委員長 林野庁管理課長。時間が来ていますので、簡明にやってください。

○星野説明員 二点の質問にお答え申し上げます。

まず第一点の、資産を売却して債務を解消してはどうかというお尋ねでございます。

国有林野事業の関係での資産につきまして、新聞報道等にありますように、簿価につきまして六兆何千億という形の資産があるわけでございます。実際に時価では倍ぐらいのものに少なくともなるというふうに考えておりますが、木材あるいは土地資産につきましては、現行の改善計画の中で林野、土地等の売り払いを行って債務の処理を行うということにいたしております。

それから、森林、林木につきましては、これは切って植えていくというサイクルの中で森林を育成していく、これが非常に大事でございます。一気に入切るわけにはいかないのが国有林なり林業の特徴でございます。

それから、第二点の分割・民営化論でございます。すけれども、分割・民営化論につきましては、国有林と申しましたその主体が、森林の大部分が、非常に大事な国土保全の機能とか水源涵養あるいは自然環境の保全といった公益的な役割を持っておりまして、国有林以上にその要請が強いわけでございます。こうしたさまざまな機能のあるものにつきましては、これを分割して民営化するということは、技術的にもまた実際的にもないというふうにごうに考えているわけでございます。

○久間委員長 大蔵省伏屋主計局次長。簡明にお願いします。

○伏屋政府委員 国有林野事業は、国営企業として企業特別会計のもとに現在運営されているわけでございます。この国有林野事業につきましては、先ほどの委員の御指摘でございますが、やはり林業経営活動を通じて、林業収益をリサイクルさせることにより計画的な国有林経営を行うことが適切であるということ、それから、企業的な経営の中で能率的、効率的な運営に努めること

とが必要と思われるわけでございます。これらの点から、やはり企業特別会計の基本は依然として重要な意義を有しているものと考えているわけでございます。

なお、先ほど林野庁からもお話ありましたが、国有林の果たします公益的機能に照らしまして一般会計から毎年度所要の繰り入れを行っていただくことになって、今後とも、国有林野事業の経営改善の努力を適切に支援してまいりたいと考えておるわけでございます。

○谷口委員 もう時間が参りましたのでこれで終わりますが、冒頭お話ししましたように、今極めて財政状況が悪化したしております。その中でも、国鉄清算事業団、また国有林野特別会計のことも申し上げたわけでございますが、これはまた極めて大きな問題で、放置しておくかどうか、赤字がたまる体質でございます。ぜひ早くこのあたりるところにきちっとメスを入れてやっていくべきである、このように申し上げまして終わらせていただきます。ありがとうございます。

○久間委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木陸海委員 塩事業法案について質問をいたします。

言うまでもなく、塩というのは、アルコールやたばこも異なりまして、生活に必要なだけでなく、人間の生存そのものに不可欠の物資であります。したがって、その供給と価格の安定というのは何よりも重要であります。それから、専売から自由競争への移行に関連して起こる関係業者や労働者の生活の安定という問題もあらうかと思っております。参議院でも審議されてきたからあらうかたわかってるわけですが、なお確認のために幾つかの質問をさせていただきます。

一つは供給の点でございますが、自由競争が始まるということになりますと、現在七社ある製造メーカーがどうなるかと考えているのか、七社がそのまま残るとは限らないという意見もありませんか、国内生産の安定化の展望、供給の展望について、簡潔に説明をお願いしたいと思います。

○宝賀政府委員 塩専売事業が廃止されますと、原則自由の市場構造になるわけでございます。その際、大蔵大臣が塩供給見通しを策定、公表することによって、塩の供給安定、ひいては価格の安定に資するようにしたいと思います。具体的には生産事業者がどういった形の推移を遂げるかということについては、まだ見通しが立っておりません。ただ、国内塩で現在供給されている程度の塩は安定的に供給できるようにという形で経過措置及びその後の制度を組んでおりますので、そのような形で推移すると思っております。これからは、合理化努力を通じて各塩事業者が生き残りを図っていただければいいかというふうにごうに考えております。

て、簡潔に説明をお願いしたいと思います。

○宝賀政府委員 塩専売事業が廃止されますと、原則自由の市場構造になるわけでございます。その際、大蔵大臣が塩供給見通しを策定、公表することによって、塩の供給安定、ひいては価格の安定に資するようにしたいと思います。具体的には生産事業者がどういった形の推移を遂げるかということについては、まだ見通しが立っておりません。ただ、国内塩で現在供給されている程度の塩は安定的に供給できるようにという形で経過措置及びその後の制度を組んでおりますので、そのような形で推移すると思っております。これからは、合理化努力を通じて各塩事業者が生き残りを図っていただければいいかというふうにごうに考えております。

○佐々木陸海委員 生活用塩、生活用の塩の販売価格は、全国統一した安定した価格になる見通しであるということも語られておりますが、そのメカニズム、その展望について、簡潔に説明してください。

○宝賀政府委員 生活用塩につきましては、私ども、制度廃止後も適切に運用できるようにということも大変留意しておりますが、塩事業センターが長質の塩を安定的に供給していくという形で必要の手当てをやってまいりたいと思っております。現在ありますように、全国各地に一律の価格で提供したいというシステムは今後も追求してまいりたいというふうにごうに考えております。また、これらの措置が的確に図られるように、基金の手当てというものも考えているところでございます。

○佐々木陸海委員 塩の卸売業者の転廃業が進行して行くということも聞いております。場合によっては半減するということも聞いておりますが、これはどこかが調整をしているのでしょうか。経過期間が終了するまでの五年間にどんな姿になっていくのか、その辺の展望についてもお願いいたします。

○宝賀政府委員 塩の卸売業者につきましては、最近の状況を踏まえまして、再編及び整備が地域

的な規模で進んでまいりまして、その中で経営の合理化、規模拡大というのを進めてきておりますが、現在の中におきましては、協業組合等の措置を通じて各地域で適切な合理化努力がなされているということが第一に挙げられると思っております。経過期間中におきましては、この卸売業者に対しての助成措置、具体的には事務合理化のための助成あるいは配送等拠点整備のための助成というものを考えておりますので、そういった内容を通じて、各卸売企業が適切に合理化を進めてきたら具体的に成長していただければいいかというふうにごうに希望しております。

○佐々木陸海委員 その助成措置の内容は、結局、だれがこれから決めていくことになるのでしょうか。

○宝賀政府委員 この助成措置につきましては、私どもが予定しております塩事業センターが行うということでございますが、その塩事業センターの助成内容につきましては、大蔵省が適宜状況をチェックして、その大蔵大臣の認可した事業方法によりまして助成措置を行っていくということでございます。大蔵省としては、経過期間を通じての確な助成が行われるように見てまいりたいと思っております。

○佐々木陸海委員 わかりました。

現在日本たばこの塩事業本部の業務に携わっている人々の中から塩事業センターに移る人々が出てくるわけですが、この人々たちの身分、その将来の保障というような点についてはどんなことを考えておられるのでしょうか。

○宝賀政府委員 塩専売制度が廃止されますと、それに伴いまして、日本たばこ産業株式会社におきます塩専売事業本部も廃止されることになりまして、現在この塩専売事業に従事している職員、約五百名でございますが、この雇用につきましては、会社全体の中で受けとめて、会社において適切に対処していただければいいかというふうに存じます。

私どもも、この過程を通じて適宜しかりと雇用の確保を見てまいりたいと存じます。

○佐々木陸委員 時間も限られておりますから、塩事業法について以上の点を確認をしておきたいと思ひます。

次に、ちょっと話が変わりますが、この四月一日に東京三菱銀行が誕生をいたしました。その誕生に際して、同行の本店前で、変額保険被害者の会の人々が喪章をつけて抗議行動をしたということが報道をされ、さきの参議院大蔵委員会でも我が党の吉岡委員が紹介をいたしました。

なぜ三菱銀行かといいますが、現在変額保険をめぐって銀行と生命保険会社を相手に約五百件の裁判が起されておりますけれども、銀行関係を見ますと、三菱銀行がずば抜けて多いわけでありまして、その三菱銀行と子会社のダイヤモンド保証が、この二月、裁判中であるにもかかわらず、一部の原告の自宅、土地の競売の申し立てをする、そういう行為を行ってまいりました。

競売の申し立てをされた一人である田崎アイ子さんに私どもはお話を伺っておりますが、相続税対策になると勧誘されて、一九九〇年三月に大同生命の変額保険に入った。夫婦で計一億円の保険料であります。三菱銀行澁池支店が五年の利息を含めて一億六千万円を融資した。三菱銀行は、契約のときには、夫が亡くなったときに清算すればいいと言っていたのだけれども、昨年の春になって態度を一変して返済を迫り始めた。一時はこの田崎さんも自殺を考えたそうだけれども、被害者の会というものも知ったりなんかして、銀行は不当だ、生命保険会社は不当だということで提訴をいたしました。昨年十一月に東京地裁で公判が始まったばかりであります。ところが、三菱銀行は債権を子会社のダイヤモンド信用保証に移して、ダイヤモンド信用保証が競売手続をとったというところが起っているわけでありまして。

田崎さんは、二月二十八日、突然、執行官が二人来まして胸がどきどきして心臓がとまる思いでした。家の中に入り込みいろいろ調べた上、写真を撮って帰ってまいりました。何でこんなことをされるのか理解ができませんでした。」よくよ

く弁護士さんやいろんな方に伺いますと、法的にみずからの意思に反してあらゆる財産を差し押さえらる、取り上げられる、という行為をされるのだというところが、やっとなわかってきました。「現在裁判中であります。裁判するということは白黒つけることです。」「こんなことが許されることでしょか。」というふうな訴えておられます。大蔵大臣にお伺いしますが、ここに見られるような銀行側の対応、つまり裁判中の案件に対して競売の申し立てをしていくというこの対応、やはり銀行法の精神に照らしても到底好ましいとは言えないのじゃないかと思うのですが、大臣いかがでしょうか。

○久保国務大臣 もともと、融資と担保をめぐってそのような争いが起こりますことは非常に好ましいことではないのでありますが、残念ながら、これは私的な契約に基づく問題でございますから、今私どもはそのことに直接どうすべきかを申し上げる立場にございません。

ただ、銀行という公共性の高い企業が、自分たちの方の持っている法人の知識を駆使して、そして、素人の、債務者となる側の十分な知識のないところにつけ込んで、今お話しのようなことを起こすというようなことは、これはもう極めて望ましくないことだと思っております。銀行の融資に当たっての国民に対する態度や融資のあり方、それらの問題について、私どもの方から指導すべき点については、今のお話も伺いながら考えてまいりたいと思っております。

○佐々木陸委員 大臣、さきの参議院の大蔵委員会でも、金融機関や銀行等、特に銀行などはプロである、それがアマチュアである借り手に対しているいろいろなことをやってきている。それが裁判で争われているときに、その裁判のどちらが正しいかということも、もちろん大臣として判断を下すようなことはできないことは言うまでもありません。今の問題でも、裁判になつていっているその判断を大蔵大臣に求めているわけではないわけでありまして、法的に可能なら何でもやっていたいという

態度は、免許業種である銀行にとってふさわしくないやり方だ、裁判で争われているときに、一方的にこういう競売の申し立てなどをするのはよろしくないというふうには私は申し上げておられる。大臣もその点をお認めになったと思ひますけれども、雑誌などの報道するところによりますと、裁判中のものを、三菱銀行は、現状ではこういう競売をするのはごくまれなケースであるということもは、きりきり認めているのです。異例の対応であることを認めつつ、しかしこの競売を撤回する方向にはないということをおっしゃっているわけであり

先ほど申し上げましたように、裁判になつているのは五百件余りあるということでありまして、三菱銀行が直接かかわっているのは、私が知っている限りでは三件、競売をもう既に申し立ててきているということがあるわけでありまして、こういうことがほとんど広がつているということは大変望ましくないことだと思つておられる。裁判の決着はどうであるにせよ、やはり裁判をやっていくの最終にこういうことをしかけていくのはよろしくない。こういうことが広がらないように、やはり何らかの検討が必要ではなからうかということをお大臣に要請をしたいと思つておりますが、いかがでしょうか。

○久保国務大臣 銀行の融資に關しましては、今関西の方で、抵当証券にかかわる問題や、裁判になつております問題がたくさんございます。今佐々木さんがお取り上げになりました問題も、事情をよくまたお聞きした上で考えたいと思つております。

○佐々木陸委員 もう質問することではありませんが、私どもの調べたところでは、三菱銀行といふのは、ダイヤモンド信用保証という子会社をかなり広範にとつておられて、不良債権をそういう形で隠しながら、この子会社に競売申し立て等々のグレイな仕事をやらせるといふような形のことをかなり悪くつちやっていると

を私どもはいろいろ見聞しておりますので、大蔵省としてもこういう点について厳しい監視をしていっていただきたいということをお願いを最後に要望して、時間が参りましたので質問を終ります。

○久間委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○久間委員長 これより討論に入るのでありますが、申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

塩事業法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久間委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○久間委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、石原伸晃君外五名から、自由民主党、新進党、社会民主党、護憲連合、新党さきがけ、日本共産党及び新社会党、平和連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。永井哲男君。

○永井(哲)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この附帯決議案は、政府に特段の配慮を求めものである。個々の趣旨につきましては、案文の朗読により趣旨の説明をいたします。

塩事業法案に対する附帯決議案(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることを踏まえ、緊急時に際しても十分対応が可能となるよう所要の塩の備蓄に努めるとともに、良質な塩の安定供給の確保に努めること。その際、特に、離島・過疎地等に

おいて、塩の供給及び価格の安定が維持されるよう努めること。

一 国内塩が輸入塩と価格面で適切に競争できるように関税割当制度の導入等について検討を行うとともに、これまでと同様、経済合理性の下で食料用の需要量程度の塩が国内生産により確保されるよう努めること。

一 今回の制度改革の趣旨を踏まえ、消費者ニーズに対応した多様な塩が供給されるよう努めること。

一 塩の製造業及び流通業について、その実態に即しつつ、業界の一層の構造改善を推進し、これにより国内塩産業の自立化の促進が図られるよう努めること。

一 日本たばこ産業株式会社塩専売事業本部の廃止並びに塩製造業者・塩卸売業者の合理化及び転産業に際しては、塩産業従事者の雇用の不安を生じることがないよう努めること。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○久間委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久間委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。久保大蔵大臣。

○久保國務大臣 たいま御決議のありました事項につきましても、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○久間委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましても、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久間委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久間委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

塩事業法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 塩供給見通し等(第三条・第四条)

第三章 塩製造業(第五条・第十五条)

第四章 塩特定販売業者(第十六条・第十八条)

第五章 塩卸売業(第十九条・第二十条)

第六章 塩事業センター(第二十一条・第二十九条)

第七章 雑則(第三十条・第三十五条)

第八章 罰則(第三十六条・第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、塩専売制度の廃止に伴い、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることにかんがみ、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。ただし、チリ硝石、カイニット、シルビニットその他大蔵省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「塩製造業者」とは、第五条第一項の登録を受けて塩の製造(再製)塩の利用価値を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。以下同じ。及び加工(塩の利用価値を高めるため溶解以外の方法により塩の形状を変え、又は塩の不純物を除去し、若しくは塩を変質させることをいう。以下同じ。)を含む。以下同じ。)を業として行う者をいう。

3 この法律において「塩特定販売業者」とは、第十六条第一項の登録を受けて自ら又は他の者に委託して輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第一号に規定する輸入をいう。以下同じ。)をした塩を販売し、又は自ら使用する(以下)「塩の特定販売」という。)を業として行う者をいう。

4 この法律において「塩卸売業者」とは、第十九条第一項の登録を受けて塩の卸売(塩製造業者又は塩特定販売業者から買い受けた塩(塩製造業者に委託して製造した塩を含む。)を、その性質及び形状を変更しないで、他の事業者又は消費者に販売することをいう。以下同じ。)を業として行う者をいう。

第二章 塩供給見通し等(塩供給見通し)

第三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、塩供給見通しを策定しなければならない。

2 塩供給見通しにおいては、次に掲げる事項を示すものとする。

一 塩の用途別需要見込数量

二 前号の用途別需要見込数量に対応する塩の国内産又は外国産別供給見込数量

三 その他塩の供給に関する重要事項

3 大蔵大臣は、塩の供給事情その他の経済事情に著しい変動が生じた場合において、特に必要があるとき認めるときは、塩供給見通しを変更することができる。

4 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、塩

製造業者、塩特定販売業者若しくは塩卸売業者又は第二十一条第二項に規定するセンターに対し、第一項の塩供給見通しを策定するため必要な報告をさせることができる。

5 大蔵大臣は、塩供給見通しを策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国の助言等)

第四条 国は、塩産業の効率化の促進を図るため、塩の製造又は販売の事業を行う者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

第三章 塩製造業(塩製造業の登録)

第五条 塩の製造を業として行おうとする者(用途若しくは性状が特殊な塩であって大蔵省令で定めるもの(以下)「特殊用塩」という。)又は製造の方法が特殊な塩であって大蔵省令で定めるもの(特殊用塩を除く。以下)「特殊製法塩」という。)のみの製造を業として行おうとする者を除く。は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四 主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地

五 製造場ごとの塩の製造方法、塩の製造能力及び設備の構造

六 事業開始の予定年月日

七 その他大蔵省令で定める事項

3 前項の申請書には、第七条第一項各号のい

ず

す。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久間委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。久保大蔵大臣。

○久保國務大臣 たいま御決議のありました事項につきましても、政府といたしましては、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○久間委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましても、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久間委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久間委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

塩事業法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 塩供給見通し等(第三条・第四条)

第三章 塩製造業(第五条・第十五条)

第四章 塩特定販売業者(第十六条・第十八条)

第五章 塩卸売業(第十九条・第二十条)

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所

三 未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

四 主たる事務所の所在地並びに製造場及び貯蔵所の所在地

五 製造場ごとの塩の製造方法、塩の製造能力及び設備の構造

六 事業開始の予定年月日

七 その他大蔵省令で定める事項

3 前項の申請書には、第七条第一項各号のい

れにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第八條 大蔵大臣は、前条第一項の登録の申請があった場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を塩製造業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第二項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第七條 大蔵大臣は、第五条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十三条第一項の規定により第五条第一項の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 三 破産者で復権を得ないもの
- 四 法人であつて、その代表者のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 未成年者又は禁治産者であつて、その法定代理人が第一号から第三号までのいずれかに該当するもの

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(塩製造業の承継)

第八條 塩製造業者について相統又は合併があつたときは、相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その選定された

者。以下この条において同じ。又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人(以下この項において「相統人等」という。)は、その塩製造業者の地位を承継する。ただし、当該相統人等が前条第一項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に該当する相統人は、相統後六十日間に限り、引き続き塩の製造を業として行うことができる。この場合において、この法律の適用に関しては、当該相統人を塩製造業者とみなす。

3 第一項の規定により塩製造業者の地位を承継した者又は前項前段の規定により塩の製造を業として行う者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(登録事項の変更の届出)

第九條 塩製造業者は、第五条第二項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(帳簿の記載等)

第十條 塩製造業者は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務改善命令)

第十一條 大蔵大臣は、塩製造業者の業務の運営に関し良質な塩の安定的な供給を確保するために改善が必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、当該塩製造業者に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(塩製造業の廃止)

第十二條 塩製造業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

の者に係る第五条第一項の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第十三條 大蔵大臣は、塩製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の登録を取り消し、又は一月以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。
- 二 第七条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる者に該当することとなつたとき。
- 三 正当な理由がないのに、二年以内にその事業を開始せず、又は二年を超えて引き続きその事業を休止したとき。
- 四 不正の手段により第五条第一項の登録を受けたとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の抹消)

第十四條 大蔵大臣は、第十二条第二項の規定により塩製造業者の登録が効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により塩製造業者の登録を取り消したときは、当該塩製造業者の登録を抹消しなければならない。

(特殊用塩等製造業の届出)

第十五條 特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- 三 主たる事務所の所在地及び製造場の所在地
- 四 特殊用塩の製造を行おうとする者である場合においては、当該特殊用塩の名称及び用途又は性状
- 五 特殊製法塩の製造を行おうとする者である場合においては、当該特殊製法塩の名称及び

製造の方法

六 特殊用塩又は特殊製法塩の製造能力

七 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の届出をした者(以下「特殊用塩等製造業者」という。)は、同項第一号、第二号又は第七号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 特殊用塩等製造業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第四章 塩特定販売業

(塩特定販売業の登録)

第十六條 塩の特定販売を業として行おうとする者(特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者を除く。)は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- 三 未成年者又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- 四 主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地
- 五 事業開始の予定年月日
- 六 その他大蔵省令で定める事項

3 前項の申請書には、次条において準用する第七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(準用)

第十七條 第六条及び第七条の規定は前条第一項の規定による登録の申請があつた場合について、第八条から第十四条までの規定は塩特定販売業者について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特殊用塩特定販売業の届出)
第十八条 特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 塩の特定販売を行おうとする特殊用塩の名称及び用途又は性状
- 五 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の届出をした者(以下「特殊用塩特定販売業者」という。)は、同項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 特殊用塩特定販売業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

第五章 塩卸売業
(塩卸売業の登録)
第十九条 塩の卸売を業として行おうとする者(特殊用塩又は特殊製法塩のみに係る塩の卸売を業として行おうとする者を除く。)は、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

- 1 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。
 - 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人である場合においては、その代表者の氏名及び住所
 - 三 未成年者又は禁治産者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
 - 四 主たる事務所の所在地並びに営業所及び貯蔵所の所在地
 - 五 事業開始の予定年月日
 - 六 その他大蔵省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、次条において準用する第一類第五号 大蔵委員会議録第十二号 平成八年四月二十六日

七条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

(準用)

第二十条 第六条及び第七条の規定は前条第一項の規定による登録の申請があった場合について、第八号から第十四号までの規定は塩卸売業者について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

第六章 塩事業センター
(指定等)

第二十一条 大蔵大臣は、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人であつて、国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図るために次条第一項に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、塩事業センターとして指定することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の指定を受けた者(以下「センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

4 大蔵大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

- 1 生活用に使用される塩(以下「生活用塩」という。)の供給を行うこと。
- 2 塩の備蓄を行うこと。
- 3 生活用塩の供給を行うほか、緊急時(塩の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある場合において、塩の供給を緊急に増加する必要があると大蔵大臣が認めるときをいう。第三十一条において同じ。)において、同条第一項の大蔵大臣の命令に基づき、塩の供給(塩を原料とする化学製品であつて政令で指定するもの(以下「指定化学製品」という。))の製造の用に供する塩の供給を除く。)を行うこと。

供給が大幅に不足し、又は不足するおそれがある場合において、塩の供給を緊急に増加する必要があると大蔵大臣が認めるときをいう。第三十一条において同じ。)において、同条第一項の大蔵大臣の命令に基づき、塩の供給(塩を原料とする化学製品であつて政令で指定するもの(以下「指定化学製品」という。))の製造の用に供する塩の供給を除く。)を行うこと。

四 塩産業の効率化を促進するために塩の製造又は販売の事業を行う者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うこと。

五 塩の製造、輸入及び流通に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

六 塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究を行うこと。

七 塩の品質に関する検査を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターについては、第三章から第五章までの規定は、適用しない。

(販売店契約等)

第二十三条 センターは、生活用塩の供給に係る業務を行うに当たり、生活用塩の販売についての契約(以下「販売店契約」という。)をセンターと締結した者(次項及び第三十二条において「販売店契約者」という。)に生活用塩を販売させることができる。

2 センターは、生活用塩の供給に係る業務のうち、販売店契約に係るセンターの業務(販売店契約者に対する生活用塩の売渡しを除く。)の全部又は一部を塩卸売業者に委託することができる。

3 センターは、前項に規定するもののほか、大蔵省令で定めるところにより、その業務の一部を、大蔵大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

(業務規程の認可)

第二十四条 センターは、第二十二條第一項第一号から第四号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下「生活用塩供給等業務」という。)の開始前に、生活用塩供給等業務の実施に関する規程(以下「生活用塩供給等業務規程」という。)を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

号から第四号までに掲げる業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下「生活用塩供給等業務」という。)の開始前に、生活用塩供給等業務の実施に関する規程(以下「生活用塩供給等業務規程」という。)を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の認可をした生活用塩供給等業務規程が生活用塩供給等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、センターに対し、その生活用塩供給等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 生活用塩供給等業務規程に記載すべき事項は、大蔵省令で定める。

(生活用塩供給等業務特別勘定)

第二十五条 センターは、生活用塩供給等業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に生活用塩供給等業務特別勘定を設けて整理するものとし、生活用塩供給等業務に係る財産又は生活用塩供給等業務に要する費用に充てるものとして附則第八條第一項の規定により拠出される財産を、同勘定に帰属させるものとする。

2 生活用塩供給等業務特別勘定その他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

(事業計画等)

第二十六条 センターは、毎事業年度開始前に(第二十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後速やかに)、大蔵省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

(監督命令)

第二十七条 大蔵大臣は、この章の規定を施行す

るために必要な限度において、センターに対し、第二十二條第一項に規定する業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ(指定の取消し等)

第二十八條 大蔵大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第二十一條第一項の指定(以下この条において「指定」という)を取り消すことができる。

一 生活用塩供給等業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分又は第三十條第四項、第三十條第一項若しくは第三十一條第一項の規定に基づく処分を違反したとき。

四 第二十四條第一項の規定により認可を受けた生活用塩供給等業務規程によらないで生活用塩供給等業務を行ったとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における措置)

第二十九條 前條第一項の規定により第二十一條第一項の指定を取り消した場合における当該指定を取り消されたセンターであつた者の生活用塩供給等業務に係る財産並びに権利及び義務の取扱ひその他必要な措置については、別に法律で定める。

2 前條第一項の規定により第二十一條第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、大蔵大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、同項に規定する財産の管理その他の業務を行うものとする。

第七章 雜則

(報告及び検査)

第三十條 大蔵大臣は、この法律で別に定めるもののほか、この法律の施行に必要な限度におい

て、政令で定めるところにより、塩製造業者、特殊用塩等製造業者、塩特定販売業者、特殊用塩特定販売業者、塩卸売業者又はセンターに対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、塩製造業者、特殊用塩等製造業者、塩特定販売業者、特殊用塩特定販売業者、塩卸売業者又はセンターの事務所その他の事業場に立ち入り、塩、機械、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は分析のため必要な最小限度の分量に限り塩を収去させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(緊急時の措置)

第三十一條 大蔵大臣は、緊急時においては、センターに対し、センターの備蓄に係る塩の供給(指定化学製品の製造の用に供する塩の供給を除く)その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

2 大蔵大臣は、緊急時において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、塩製造業者、塩特定販売業者又は塩卸売業者に対し、緊急時であることを示して塩の製造予定数量その他の必要な情報の報告をさせ、当該報告に基づき、塩の製造予定数量の増加その他の必要な措置をとるべきことを報告することができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定による報告をした場合において、当該報告を受けた者が、正当な理由がなく、その報告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 大蔵大臣は、緊急時においては、国民生活の

安定に資するため、塩の製造、輸入、流通又は在庫の状況に関し、必要な情報を国民に提供するものとする。

(標識の掲示)

第三十二條 販売店契約者は、その店舗の見やすい場所に、生活用塩を取り扱う販売店契約者であることが容易に識別できる標識としてセンターが定める様式のものに掲示するよう努めなければならない。

(権限の委任)

第三十三條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長若しくは財務支局長又は税関長に行わせることができる。

(政令への委任)

第三十四條 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。

(経過措置)

第三十五條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第八章 罰則

第三十六條 第三十一條第一項の規定による大蔵大臣の命令に対する違反があつた場合においては、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の規定に違反して、塩の製造を業として行った者

二 第十三條第一項第十七條及び第二十條において準用する場合を含む。の規定による大蔵大臣の命令に違反した者

三 第十六條第一項の規定に違反して、塩の特

定販売を業として行った者

四 第十九條第一項の規定に違反して、塩の卸売を業として行った者

第三十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第十七條及び第二十條において準用する場合を含む。の規定による大蔵大臣の命令に違反した者

二 第十五條第一項の規定に違反して、特殊用塩又は特殊製法塩の製造を業として行った者

三 第十八條第一項の規定に違反して、特殊用塩に係る塩の特定販売を業として行った者

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第四項、第三十條第一項又は第三十條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十條(第十七條及び第二十條において準用する場合を含む。の規定)に違反して、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第三十條第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一條 第八條第三項、第九條若しくは第十二條第一項(これらの規定を第十七條及び第二十條において準用する場合を含む。、第十五條第二項若しくは第三項又は第十八條第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処す

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定並びに附則第一条から第四条まで、第六条、第七条、第九条、第三十五条、第三十六条及び第五十四条(大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)第四条第五号の五の次に二号を加える改正規定中同条第五号の六に係る部分に限る。)の規定は、公布の日から施行する。

(塩専売法の一部改正)

第二条 塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一条を加える。

(塩専売事業に係る財産の抛出に関する経過措置)

第三十五条 会社が、塩専売法(平成八年法律第三十号)附則第一条ただし書に規定する日から平成九年三月三十一日までの間に、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人(以下この条において「特定法人」という。)の設立に際して塩専売事業に係る財産の抛出をしようとするときは、当該財産の抛出についてあらかじめ大蔵大臣の承認を受けなければならない。

2 会社が前項の規定による抛出(以下この条において「特定抛出」という。)をした場合において、当該特定抛出に係る資産が土地又は土地の上に存する権利(以下この項において「土地等」という。)であるときは、当該土地等の特定抛出は、会社に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとす

る。

3 会社が特定抛出をした場合における会社に係る法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額から塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)附則第三十五条第二項に規定する特定抛出の額に百分の一・二五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額(当該金額がその内国法人の当該事業年度終了の時の当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一・二五の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、当該計算した金額」と、「という。』とあるのは「という。』に当該特定抛出の額を加算した金額」とする。

4 会社が行う特定抛出に伴い特定法人が受ける登記又は登録については、大蔵省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

5 特定法人の会社が行う特定抛出に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

6 特定法人の取得した会社が行う特定抛出に係る土地で特定法人が引き続き保有するものうち、会社が昭和四十四年一月一日(沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日)前に取得したもの及び地方税法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法第七十一条に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において会社又は会社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

(センターによる支援措置)

第三条 センターは、次項の大蔵大臣の認可を受けた日から平成十四年三月三十一日までの間、

第二十二条第一項に規定する業務のほか、第五項の規定により抛出された金銭の額及びその運用によって生じた収入金の額の合計額の範囲内で、次に掲げる業務を行うものとする。

一 特定製造者(この条の規定の施行の際現に塩専売法第五条第一項の指定を受けている者をいう。次号において同じ。)又は特定元売人(この条の規定の施行の際現に塩専売法第十九条第一項の元売人の指定を受けている者をいう。次号において同じ。)が塩に係るその事業の合理化を行うために要する費用に充てるための助成金の交付を行うこと。

二 特定製造者が塩の製造を廃止し、又は特定元売人が塩に係る営業を廃止するための費用に充てるための助成金の交付を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 センターは、第二十一条第一項の指定を受けた後、前項に規定する業務(以下「助成業務」という。)の実施に関する規程を速やかに作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 センターは、助成業務に係る経理については、その他の経理と区分し、別に助成業務特別勘定を設けて整理しなければならない。

4 助成業務特別勘定とその他の勘定の間においては、大蔵省令で定める場合を除き、資金の相互流用をすることができない。

5 助成業務特別勘定に助成業務に要する費用に充てるための基金を置き、次条第一項の規定により抛出される金銭をもってこれに充てるものとする。

6 大蔵大臣は、第二十七条の規定によるものほか、この条の規定を施行するために必要な限度において、センターに対し、助成業務に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

7 大蔵大臣は、センターが前項の規定による処分に違反したときは、第二十一条第一項の指定

を取り消すことができる。

8 前項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合における当該指定を取り消されたセンターであった者の助成業務に係る財産並びに権利及び義務の取扱いその他必要な措置については、別に法律で定める。

9 第七項の規定により第二十一条第一項の指定を取り消した場合において、前項の法律に基づき必要な措置がとられるまでの間は、大蔵大臣が指定する者が、政令で定めるところにより、同項に規定する財産の管理その他の業務を行うものとする。

(助成業務特別勘定への抛出)

第四条 日本たばこ産業株式会社(以下「会社」という。)は、センターが前条第二項の認可を受けた後速やかに、センターに対し、会社の塩専売事業(塩専売法第三十八条第一項に規定する塩専売事業をいう。以下同じ。)に係る財産のうち政令で定める額の金銭を、前条第一項に規定する期間に実施する助成業務に要する費用に充てるものとして抛出するものとする。

2 前項の規定による会社の抛出は、塩専売法第五十三条第三項本文の規定にかかわらず、同条第一項に規定する塩専売価格安定準備金を取り崩して行うものとする。

3 第一項の規定により会社がセンターに抛出した金銭は、政府からセンターに対し抛出されたものとみなす。

(助成業務特別勘定の残余財産の国庫納付)

第五条 センターは、助成業務を終えたときは助成業務特別勘定を廃止するものとする。

2 センターは、前項の規定により助成業務特別勘定を廃止した場合において同勘定に残余財産(基金の残高を含む。)があるときは、政令で定めるところにより、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

(塩専売事業に係る財産の処分等)

第六条 会社は、塩専売法第五十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に、セン

ターに対し、会社の同条に規定する塩専売事業に係る財産としてあらかじめ大蔵大臣の認可を受けたものを、生活用塩供給等業務に係る財産又は生活用塩供給等業務に要する費用に充てるものとして拠出するものとする。

2 前項の規定により拠出する財産の価額の決定の方法その他財産の拠出に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定により会社がセンターに拠出した財産は、政府からセンターに対し拠出されたものとする。

4 会社の塩専売事業に係る一切の権利及び義務（この附則に別段の定めがあるもの及び政令で定めるものを除く）は、この法律の施行の時に於いてセンターが承継する。

（会社による拠出に係る国税の課税の特例）

第七条 会社が前条第一項の規定による拠出をした場合において、当該拠出に係る資産のうち土地又は土地の上に存する権利（以下この項において「土地等」という。）があるときは、当該土地等の拠出は、会社に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十二条の三から第六十三条の二までの規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

2 会社が附則第四條第一項又は前条第一項の規定による拠出（以下この項において「特定拠出」という。）をした場合における会社に係る法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七條の規定の適用については、同条第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額から塩専売法（平成八年法律第 号）附則第七條第二項に規定する特定拠出の額に百分の一・二五の割合を乗じて計算した金額を控除した金額（当該金額がその内国法人の当該事業年度終了の時ににおける資本等の金額を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の一・二五の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、当該計算した金額」と、）とい

う」とあるのは「（以下この項において「特定拠出の額を加算した金額」とする。）に当該特定拠出の額を算入した金額」とする。

3 前条第一項の規定により会社が行う財産の拠出に伴いセンターが受ける登記又は登録については、大蔵省令で定めるところにより登記又は登録を受けるものに限り、登録免許税を課さない。（会社による拠出に係る地方税の課税の特例）

第八条 センターの附則第六條第一項の規定により会社が行う拠出に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税又は土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

2 センターの取得した附則第六條第一項の規定により会社が行う拠出に係る土地でセンターが引き続き保有するものうち、日本たばこ産業株式会社（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二條第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「公社」という。）が昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地については、昭和四十七年四月一日）前に取得したものと及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七條第一項に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において公社又は会社が当該土地を取得した日以後十年を経過しているものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。

（生活用塩供給等業務の準備行為）
第九条 センターは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、生活用塩供給等業務の実施に必要な準備行為をすることができ、（塩専売法の廃止）
第十条 塩専売法は、廃止する。

（貸借対照表等に関する経過措置）
第十一条 施行日の前日を含む営業年度に係る会社の塩専売事業に係る貸借対照表、損益計算書

及び事業報告書については、なお従前の例による。ただし、前条の規定による廃止前の塩専売法（以下「旧法」という。）第四十三條第三項の規定は、適用しない。

2 会社の施行日前に終了した営業年度分の法人税については、なお従前の例による。（製造の指定を受けた者に関する経過措置）
第十二條 この法律の施行の際現に旧法第五條第一項の規定により製造者の指定を受けている者（以下「指定製造者」という。）は、次項に規定する者を除き、施行日に第五條第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

2 指定製造者で特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を行っているものは、施行日に第十五條第一項の規定により大蔵大臣に届出をした者とみなす。（製造の指定の申請に関する経過措置）
第十三條 施行日前に旧法第六條第一項の規定により会社に対しされた指定の申請は、次項に規定するものを除き、施行日に第五條第二項の規定により大蔵大臣に対しされた登録の申請とみなす。

2 施行日前に特殊用塩又は特殊製法塩のみの製造を行おうとする者が旧法第六條第一項の規定により会社に対しした指定の申請は、施行日に第十五條第一項の規定により大蔵大臣に対しした届出とみなす。（塩製造業者の登録の拒否に関する経過措置）
第十四條 施行日前に旧法第七章の規定により処分された者又は旧法第十五條第一項各号のいづれかに該当して旧法第五條第一項の規定による製造者の指定を取り消された者は、当該処分又は取消しのあった日に第八章の規定により処分され、又は第十三條第一項の規定により塩製造業者の登録を取り消された者とみなして、第七條第一項の規定を適用する。

（塩製造業者の登録の取消し等に関する経過措置）
第十五條 施行日前に旧法第十五條第一項各号の

いづれかに該当するに至った指定製造者で附則第十二條第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなされるものに対して、この法律の施行の際会社が旧法第十五條第一項の規定による処分を行っていない場合においては、当該登録を受けた者とみなされる者を第十三條第一項各号のいづれかに該当する者とみなして、同項の規定を適用する。（施行日前に廃業した者に関する経過措置）
第十六條 施行日前に旧法第十五條第一項の規定により指定を取り消され、又は塩の製造を廃止した者が、この法律の施行の際現に塩を所有するときは、その塩に係る附則第三十七條第一項の規定の適用については、その者を塩製造業者とみなす。

（再製又は加工の委託を受けた者に関する経過措置）
第十七條 この法律の施行の際現に旧法第十七條第一項の規定により会社から塩の再製又は加工の委託を受けている者は、施行日に第五條第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

2 前項の規定により第五條第一項の登録を受けた者とみなされる者は、施行日から起算して三十日以内に、同条第二項に掲げる事項を記載した書類及び同条第三項に規定する書類を大蔵大臣に提出しなければならない。（再製又は加工の届出に関する経過措置）
第十八條 この法律の施行の際現に旧法第十七條第二項の規定により会社に届出をしている者は、施行日に第十五條第一項の規定により大蔵大臣に届出をした者とみなす。

（元売人の指定を受けた者に関する経過措置）
第十九條 この法律の施行の際現に旧法第十九條第一項の規定により元売人の指定を受けている者（以下「指定元売人」という。）は、施行日に第十九條第一項の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなす。

（元売人の指定の申請に関する経過措置）
第二十條 施行日前に旧法第二十一條の規定によ

り会社に対しされた元売人の指定の申請は、施行日に第十九条第二項の規定により大蔵大臣に申し渡された登録の申請とみなす。

2 前項の規定により第十九条第二項の規定による登録の申請とみなされた旧法第二十一条の規定による指定の申請をした者は、施行日から起算して三十日以内に附則第四十条第二項に規定する大蔵省令で定める書類を大蔵大臣に提出しなればならない。

(塩卸売業の登録の拒否に関する経過措置)

第二十一条 施行日前に旧法第七章の規定により処罰をされた者又は旧法第三十五条第一項各号のいづれかに該当して旧法第十九条第一項の規定による元売人の指定を取り消された者は、当該処罰又は取消しがあった日に第八章の規定により処罰され、又は第二十条において準用する第十三条第一項の規定により塩卸売業者の登録を取り消された者とみなして、第二十条において準用する第七条第一項の規定を適用する。

(塩卸売業者の登録の取消し等に関する経過措置)

第二十一条 施行日前に旧法第三十五条第一項各号のいづれかに該当するに至った指定元売人である附則第十九条の規定により大蔵大臣の登録を受けた者とみなされるものに対して、この法律の施行の際に旧法第三十五条第一項又は第二項の規定による処分を行っていない場合においては、当該登録を受けた者とみなされる者を第二十条において準用する第十三条第一項各号のいづれかに該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(指定元売人の販売の停止に関する経過措置)

第二十三条 施行日前に旧法第三十五条第二項の規定により会社が指定元売人に対して施行日以後の日を終期とする期間を定めてした販売の停止の命令は、施行日に第二十条において準用する第十三条第一項の規定により大蔵大臣がその者に対して当該期間の満了の日を終期とする期間を定めてした事業の停止の命令とみなす。

(承認の申請に関する経過措置)

第二十四条 施行日前に旧法の規定により会社にされた承認の申請で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ施行日にこの法律の規定に基づき大蔵大臣に対しされた同表の下欄に定める届出とみなす。

第九号の規定による登録事項の変更の届出	第九号の規定による登録事項の変更の届出
第十五条第二項の規定による届出事項の変更の届出	第十五条第二項の規定による届出事項の変更の届出
第八条第三項の規定による塩製造業の承認の届出	第八条第三項の規定による塩製造業の承認の届出
第十二条第一項の規定による塩製造業の廃止の届出	第十二条第一項の規定による塩製造業の廃止の届出
第十五条第三項の規定による事業の廃止の届出	第十五条第三項の規定による事業の廃止の届出

旧法第二十四条第一項の規定による営業所の移転等の承認の申請(附則第十九条の規定により第十九条第一項の登録を受けた者とみなされる者がしたものに限り)。

第二十号において準用する第八号第三項の規定による塩卸売業の承認の届出

(施行日前に輸入の委託をした塩に関する経過措置)

第二十五条 センターは、施行日前において会社が輸入を委託した旧法第二十七条第一項に規定する化学製品の製造の用に供するための塩を施行日後において輸入がされたものについては、第二十一条第一号及び附則第四十一条第一項の規定にかかわらず、当該化学製品の製造の用に供する者に売り渡すことができる。この場合において、その売渡しの価格は、この法律の施行の際に会社が旧法第二十七条第二項の規定により大蔵大臣の認可を受けて定めている価格とし、当該価格は、附則第二十七条の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法第二十七条第三項から第六項まで及び第六十二条(第三項を除く)の規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用については、これらの規定に規定する特別価格とみなす。

大蔵大臣に対しされた申請とみなす。

2 施行日前に旧法第二十条第一項又は第三項の規定による承認輸出のため買い受けようとする者に対する販売に係るものに限る。をを受けていた者が、施行日において当該承認に係る塩の販売を行っていない場合には、当該承認に係る塩については、その者を附則第三十七条第一項の規定により大蔵大臣の承認を受けた者とみなす。

(特別価格で売り渡された塩に関する経過措置)

第二十七条 施行日前に、旧法第二十七条第一項の規定により会社から塩の売渡しを受けた者(附則第二十五条の規定により施行日後にセンターから塩の売渡しを受けた者を含む)及び旧法第二十七条第三項の規定による会社の承認を受けて当該売渡しを受けた者から当該塩を譲り受けた者並びに同条第五項の規定により会社の承認を受けた者については、同条第三項から第六項までの規定及び旧法第六十二条(第三項を除く)の規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

旧法第二十七条第一項の用	第一項の用
三項	三項
買い受けた塩	買い受けた塩(塩事業法(平成八年法律第七号)附則第二十五条の規定により同法第二十一条第一項に規定するセンターから買い受けた塩を含む)
会社	大蔵大臣
	政令で定める用途

旧法第二十七條第四項各号列記以外の部分	会社	塩事業法第二十一条第二項に規定するセンター
旧法第二十七條第四項第一号	買い受けた塩	買い受けた塩(塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買受けた塩を含む)
	第一項の用	政令で定める用途
	同項の用	政令で定める用途
	売渡価格	同法施行の際の売渡価格
旧法第二十七條第四項第二号	第一項の化学製品	政令で定める化学製品
	買い受けた塩	買い受けた塩(塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買受けた塩を含む)
	同項の漁獲物	政令で定める漁獲物
	同項の化学製品	政令で定める化学製品
	特別価格と	同法施行の際の特別価格と
旧法第二十七條第四項第三号	買い受けた塩	買い受けた塩(塩事業法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから買受けた塩を含む)
	特別価格と	同法施行の際の特別価格と
	売渡価格	同法施行の際の売渡価格
	第一項の用	政令で定める用途
旧法第二十七條第五項	会社は	塩事業法第二十一条第二項に規定するセンターは
	特別価格と売渡価格	同法施行の際の特別価格と同法施行の際の売渡価格
旧法第二十七條第六項	会社	大蔵大臣
	第一項の規定により	塩事業法附則第十条の規定により廃止された塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)第二十七條第一項の規定により、又は塩事業法附則第二十五条の規定により、同法第二十一条第二項に規定するセンターから
	この法律	同法附則第二十七條の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される第三項から第五項までの規定

旧法第六十二条第二項	会社	第二十七條第五項	大蔵大臣
旧法第六十二条第一項	この法律	この法律	大蔵大臣は
	第一項の用	第一項の用	政令で定める用途
	売渡された塩	売り渡された塩(同法附則第二十五条の規定により同法第二十一条第二項に規定するセンターから売り渡された塩を含む)	大蔵大臣は
	第一項の用	第一項の用	政令で定める用途
	この法律	この法律	大蔵大臣は
	第二十七條第五項	第二十七條第五項	大蔵大臣

(輸出前の譲渡等に関する経過措置)

第二十八條 施行日前に会社又は旧法第八條第一項に規定する製造者から輸出のため塩を買受けた者及び当該買受けた塩については、旧法第三十七條の規定(同条に係る罰則を含む)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、同法第一項中「会社の承認」とあるのは「大蔵大臣の承認」と、同法第二項中「会社は、この法律の施行に必要な限度において」とあるのは「大蔵大臣は、必要がある」と認めるときは」とする。

第二十九條 施行日前に会社の売り渡した塩は、前二條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定が適用される場合を除き、この法律の規定によりセンターが売り渡したものとみなす。

(届出等に関する経過措置)

第三十條 この法律の施行の際、旧法第十一條第一項、第十二條、第二十五條第一項若しくは第三十四條第一項若しくは第二項の規定による届出がされていない場合(旧法第十九條第一項に規定する販売人については、同項に規定する元売人に係る場合に限る。)又は旧法第十四條第一項(旧法第三十二條第二項において準用する場合を含む。)、第十四條第二項若しくは第十七條第三項の規定により報告をしなければならない者が報告をしていない場合については、これらの規定(これらの規定に係る罰則を含む)は、この法律の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定による届出又は報告は、大蔵大臣に対してするものとする。

(秘密保持の義務等に関する経過措置)

第三十一條 塩専売法の廃止後においても、会社の塩専売事業に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは職員であった者又は旧法第四十三條第一項の規定による塩専売事業運営委員会の委員であった者のその職務に関して知り得た秘密については、旧法第四十八條第一項の規定(同項に係る罰則を含む)は、なおその効力を有する。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第三十二條 旧法附則第三十五條第六項に規定する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(審査請求に関する経過措置)

第三十三條 旧法の規定に基づき会社が行った処分又は旧法の規定に基づく申請に係る会社の不作為(以下この条及び次条において旧法の処分

「指定製造者等」というの同条第二項第四号の製造場若しくは貯蔵所(施行日において指定製造者等が当該製造場又は貯蔵所の用に供しているものに限る。以下この項において「製造場等」という。)又は指定元売人の第十九条第二項第四号の貯蔵所(施行日において当該指定元売人が当該貯蔵所の用に供しているものに限る。)の用に供されているもの(当該土地等が当該製造場等又は当該貯蔵所の用に供されているもの)と供されるときは当該土地等のうち当該製造場等又は当該貯蔵所の用以外の用に供されているときは当該土地等のうち当該製造場等又は当該貯蔵所の用以外の部分として政令で定める部分を除くものとし、当該製造場等又は当該貯蔵所として使用されている建物その他の工作物(以下この項において「建物等」という。)が貸し付けられているものであるときは専ら当該製造場等又は当該貯蔵所として使用されている建物等で政令で定めるもの用に供されている土地等に限る。)については、同法第六條から第八條までの規定及び租税特別措置法第七十一條の二から第七十一條の六までの規定により地価税が非課税とされるもの並びに同法第七十一條の七の規定に該当するものを除き、平成十年から平成十四年までの各年の課税時期に係る地価税法第十六條に規定する地価税の課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における地価税法の規定の適用については、同法第十八條第一項第二号中「前条」とあり、及び同法第二十九條中「第十七條」とあるのは「塩事業法(平成八年法律第九号)附則第四十二條第一項地価税の特例」とあるのは「第十七條及び塩事業法附則第四十二條第一項(地価税の特例)」とする。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする課税時期に係る地価税法第二十五條第一項の規定による申告書(当該申告書に係る国税通則法(昭和二十七年法律第六十八号)第十八條第二項に規定する期限後申告書及びこれらの

申告書に係る同法第十九條第三項に規定する修正申告書を含む。次項において「地価税の申告書」という。)に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、地価税の申告書の提出がなかった場合又は前項の記載若しくは添付がない地価税の申告書の提出があった場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があった場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

5 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第四十三條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四十四條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第四十五條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項中第一号の二を削り、第一号の三を第一号の二とする。

第三百四十九條の三第二十一項中「第三十七項を」第三十六項に改め、同条第二十九項を削り、同条第三十項を同条第二十九項とし、同条第三十一項から第三十七項までを一項ずつ繰り上げる。

第五百八十六條第二項中第二十七号の二を削り、第二十七号の三を第二十七号の二とし、第

二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とする。

第七百三條第二項中「第三十三項を」第三十二項に、「第三十六項又は第三十七項を」第三十五項又は第三十八項に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六條 施行日前にされた前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第七十三條の四第一項第一号の二に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「新地方税法」という。)第三百四十九條の三の規定は、平成十年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 旧地方税法第五百八十六條第二項第二十七号の二に規定する土地に係る平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び施行日前にされた同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新地方税法第七百三條第二項の規定は、平成十年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(土地収用法の一部改正)

第四十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十四号の四を削る。

第三條第三十四号の四を削る。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十八條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第二条第六項中「塩専売法第二条第一項」を「塩事業法第一条第一項」に改める。

第三条を削る。

第四条中「又は塩専売法第十九條」及び「又は前条の規定により輸入された塩」を削り、同条を第三条とする。

本則に次の一条を加える。

第四条 合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者は、塩事業法第十六條第一項、第十八條第一項及び附則第三十八條の規定にかかわらず、これらの者により輸入された塩を合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等に販売し、又は自ら使用することができる。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十九條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第六条中「塩専売法」を「塩事業法」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第二条第六項中「塩専売法第二条第一項」を「塩事業法第一条第一項」に改める。

第三条を削る。

第四条中「又は塩専売法第十九條」及び「又は前条の規定により輸入された塩」を削り、同条を第三条とする。

本則に次の一条を加える。

第四条 合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者は、塩事業法第十六條第一項、第十八條第一項及び附則第三十八條の規定にかかわらず、これらの者により輸入された塩を合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等に販売し、又は自ら使用することができる。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十九條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第六条中「塩専売法」を「塩事業法」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第二条第六項中「塩専売法第二条第一項」を「塩事業法第一条第一項」に改める。

第三条を削る。

第四条中「又は塩専売法第十九條」及び「又は前条の規定により輸入された塩」を削り、同条を第三条とする。

本則に次の一条を加える。

第四条 合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者は、塩事業法第十六條第一項、第十八條第一項及び附則第三十八條の規定にかかわらず、これらの者により輸入された塩を合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等に販売し、又は自ら使用することができる。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十九條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第六条中「塩専売法」を「塩事業法」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第二条第六項中「塩専売法第二条第一項」を「塩事業法第一条第一項」に改める。

第三条を削る。

第四条中「又は塩専売法第十九條」及び「又は前条の規定により輸入された塩」を削り、同条を第三条とする。

本則に次の一条を加える。

第四条 合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者は、塩事業法第十六條第一項、第十八條第一項及び附則第三十八條の規定にかかわらず、これらの者により輸入された塩を合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等に販売し、又は自ら使用することができる。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十九條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第六条中「塩専売法」を「塩事業法」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

に関する協定の実施に伴うたばこ事業法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第二条第六項中「塩専売法第二条第一項」を「塩事業法第一条第一項」に改める。

第三条を削る。

第四条中「又は塩専売法第十九條」及び「又は前条の規定により輸入された塩」を削り、同条を第三条とする。

本則に次の一条を加える。

第四条 合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であった者は、塩事業法第十六條第一項、第十八條第一項及び附則第三十八條の規定にかかわらず、これらの者により輸入された塩を合衆国軍隊、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等に販売し、又は自ら使用することができる。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第四十九條 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)」を「塩事業法(平成八年法律第九号)」に改める。

第六条中「塩専売法」を「塩事業法」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第五十條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第七十条を次のように改める。

第七十条 削除

(日本たばこ産業株式会社法の一部改正)

第五十一条 日本たばこ産業株式会社法の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「又は塩専売法(昭和五十九年法律第七十号)による改正前の塩専売法第五十五条第一項を削る。

附則第三十二条を削る。

(地価税法の一部改正)

第五十二条 地価税法の一部を次のように改正する。

別表第一第十七号を次のように改める。

十七 アルコール専売法(昭和十二年法律第三十二号)第七条(アルコール製造者の許可)に規定するアルコール製造者の同条に規定する製造場若しくは蔵置場又は同法第二十八条第一項(売りさばき人以外の者の販売の禁止)に規定する売りさばき人(国からアルコールを買い受け、これを他の当該売りさばき人に販売する者で大蔵省令で定めるものに限る。)の同法第二十九条ノ四第二項(貯蔵設備の新設等)に規定する貯蔵設備その他同法第二十一条(定額)に規定するアルコールの販売に直接必要な施設の使用に供されている土地等

(地価税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十三条 前条の規定による改正後の地価税法の規定は、施行日以後の各年の地価税法第二条第四号に規定する課税時期(以下この条において「課税時期」という。)において個人又は法人(同法第二条第七号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)が有する土地等(同法第二条第一号に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)に係る地価税について適用し、施行日前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(大蔵省設置法の一部改正)

第五十四条 大蔵省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「及びたばこ事業制度」を並びにたばこ事業制度及び塩事業制度に改め、同条第五号中「専売品(アルコール及びあへんを除く。)の価格及び」を削り、同条第五号の五次に次の二号を加える。

五の六 塩事業センターの指定及び監督に関すること。

五の七 塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を営む者の登録並びにこれらの監督に関すること。

第五条中第十九号を削り、第十九号の二を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九の二 塩製造業、塩特定販売業及び塩卸売業を営む者を登録し、これらを監督すること。

第三十条第一項中「第四条第五号の四」の下に「(製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。)、第五号の七(塩特定販売業を営む者に係るものに限る。)」を加え、「(同条第五号の四に掲げるものにあつては、製造たばこの特定販売業を営む者に係るものに限る。)」を削る。

理由

塩専売制度を廃止するとともに、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図るため、塩需給見通しの策定及び公表、塩の製造、特定販売及び卸売の事業に係る登録制度、塩事業センターによる生活用塩の供給等の業務並びに緊急時対策等について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一類第五号

大蔵委員会議録第十二号

平成八年四月二十六日

平成八年五月九日印刷

平成八年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B